

任意後見利用二一ズ調査

2025年3月

武蔵野大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻
博士後期課程2年 尾川 宏豪

目次

Executive Summary	…p1
1. 背景と目的	…p2
(1) 背景	
(2) 先行研究と独自調査の意義	
(3) 目的	
2. 調査概要	…p3
(1) 調査方針	
(2) 調査の対象と方法	
(3) 調査項目	
(4) 回収結果	
3. 調査結果	…p8
(1) 後見人	…p8
問1：後見人を選ぶ基準	
問2：後見人の指名	
問3：後見人の役割分担	
(2) 委任事項	…p17
問4：後見人への頼みごと	
問5：後見人に任せる財産管理の範囲	
(3) 後見人報酬	…p25
問6：後見人の報酬基準	
問7：後見人の報酬金額	
問8：家計の収支状況	
(4) 監督人	…p35
問9：監督人の要否	
問10：監督人報酬の負担者	
問11：監督人報酬の決定者	
(5) 利用のメリット・デメリット	…p42
問12：任意後見の利用メリット	
問13：任意後見の利用デメリット	

目次

（６）後見人の権限	…p48
問14：後見人の取消権	
問15：後見人の事前同意	
（７）制度の性質等	…p52
問16：後見の開始時期	
問17：制度のわかりやすさ	
問18：任意後見の性質	
（８）利用意向・任意後見に対する気持ちや考え	…p61
4．調査結果のまとめ	…p65
5．調査票等	…p67

■ 任意後見の利用のメリットは将来への安心感

- 法定後見に優位に立つ任意後見の特徴である後見人・委任事務・後見人報酬の決定よりも、将来生活に支障が出た時の安心を最大のメリットと感じていた。
- 契約の要式行為性、契約の変更・解約手続きの硬直性がデメリットである。
- 大多数の回答が、任意後見人に対する取消権・同意権付与を支持していた。今後も定期的に利用者の潜在ニーズを確認し、制度の見直しに反映させるべきである。

■ 財産管理の主体性

- 後見開始後の自分の財産は「できるだけ自分で管理したい」という回答が6割を超える。財産管理権の保持は、自立と自律の確保につながる。
- 利用者本人は制限行為能力者ではないというだけでは不十分である。任意後見開始後も一定範囲で自らの財産権行使を可能ならしめる民間サービスの開発も不可欠と考える。

■ 回答者の潜在ニーズは「簡易でわかりやすい公的な制度」

- 任意後見監督人を必置機関とする現行制度を支持する声は2～3割に留まり、より簡易な方法による公的な制度を望んでいることが確認された。
- 任意後見監督人の要否や報酬決定の仕組み、後見開始時期など現行制度を支持する意見から反対の意見まで幅広い回答が得られた。契約の骨格についてオプション化など制度設計の柔軟性を担保することが、任意後見の存在意義を確かなものにする。

■ 任意後見の利用意向は3割に上る

- 任意後見に対するネガティブな声は少なく、利用意向がある回答は3割に達した。
- 普及や利用促進を図るためには、まずは認知度を向上させる必要がある。法定後見よりも優先して普及に努めることは、国や自治体の最重要課題である。

1. 背景と目的

1. 背景と目的

(1) 背景

利用が低迷している任意後見であるが、契約数自体は毎年増加基調にある。同時に“良い制度だと思いが使い勝手が悪い”という声をよく見聞する。

筆者は、別稿において、任意後見の利用低迷の大きな要因は、マーケティング不足、制度と利用者ニーズのミスマッチ、高齢者自身による老後生活の設計不足など普及啓発・利用促進の戦略的ビジョンが欠如していたからではないかと指摘した。また、行動立法学の視点からこの問題を俯瞰すると、法曹中心による制度設計がその背景にあると疑問を呈した。使い勝手の悪さを改善して「使われる制度」「使いたくなる制度」へ脱皮するためには、これから利用が見込まれる国民のニーズについて確認と検証を繰り返し、利用に向けたハードルを下げていく必要がある。

(2) 先行研究と独自調査の意義

令和3・4年度に実施した法務省意識調査では、任意後見契約を締結した委任者及び受任者を調査対象としていた。このような者は、すでに任意後見に対するある程度の知識を保有し、納得したうえで任意後見契約を締結しているものとの推定が及ぶ。しかし、任意後見の未利用者を対象に調査を実施すれば、契約コストや監督への負担に関する心理的な抵抗感はさらに大きくなるのではないかと。親族を受任者とする契約当事者のニーズは、コストをかけずに子どもが親の代わりに様々な契約や手続を行うことを望んでいると思われる。受任者・委任事務の内容・後見人報酬・任意後見監督人など任意後見の利用に関するニーズは何か、独自に調査検証する意義・必要性が認められる。

(3) 目的

本調査では、任意後見制度に対する潜在的な利用ニーズを探ることを目的とする。

任意後見が法定後見と異なるのは、後見人の選択、後見人の職務、後見人の報酬を委任者が受任者と交渉の上決定することができる点と、任意後見監督人が必置機関となることである。さらに、後見人の取消権と同意権の有無、後見開始の時期なども異なる。これらの質問を通じて、潜在的な利用ニーズを探り、契約締結に向けたアプローチの方法や制度の基本コンセプトを再検討する狙いがある。

2. 調査概要

2. 調査概要

(1) 調査方針

本調査の実施にあたり、老後生活に関心がない人、関心はあるが老後の生活設計ができていない人、契約準備に向けた検討段階にある人、それぞれニーズや気になるポイントは異なるのではないかと考えられる。また、任意後見に対して一定程度の知識がないと、調査に対する各質問の意図を理解したうえで回答してもらうことが難しい。

そこで本研究では、実効的な調査実施の観点から、老後生活に問題意識を持ち始めている層に対してニーズ調査を行うこととした。自治体等が主催する成年後見の勉強会に参加する高齢者に対し、成年後見と任意後見の説明を行ったうえで、アンケート形式による調査を実施することとした（調査対象①においては、筆者が役員を務める（一社）全国地域生活支援機構の理事である杉本佳久氏が制度の解説を行った）。

(2) 調査の対象と方法

調査対象は、任意後見について関心を持つ中高年世代以上の一般市民、特に将来の老後に関心を寄せる高齢者である。調査の実施に当たっては、前述の調査の意義や目的に理解をいただいた社会福祉協議会等の協力を得て、以下の3か所で調査を実施した。

- 調査対象①：埼玉県ふじみ野市「おひとりさま終活講座」参加者（主な参加者：埼玉県ふじみ野市在住）。実施時期：2023/6/10。
- 調査対象②：埼玉県富士見市「成年後見制度講座」参加者（主な参加者：埼玉県富士見市在住）。実施時期：2024/1/24。
- 調査対象③：東京都杉並区「荻窪家族「ちょこっと塾」」参加者（主な参加者：東京都杉並区ほか近隣地域在住）。実施時期：2024/6/29。

調査方法は、アンケート形式の調査である。ただし、ニーズ調査の場合、法律の専門用語なども使用することになるため、調査票を手渡して任意に回答を得るような方法では、適切な回答が得られない可能性がある。そこで、成年後見・任意後見に関するセミナーや勉強会にて解説を行った直後に調査を実施した。調査にあたっては、調査票の質問を読み聞かせつつ、現行制度ではどのような取り扱いとなっているか補足説明をしながら回答を求めた。回答時間は概ね40分程度であった。記入回答時には、参加者の様子をうかがいながら、記入状況などに配慮して実施した。

2. 調査概要

(3) 調査項目

調査項目は、回答者の属性情報4問、本調査19問（アンケート全体に対する自由記入回答含む）の構成である。調査項目は以下の通りであるが、本調査の質問（意図を含む）と選択肢は、後述の調査結果において示す。

回答者の属性

- ①年齢
- ②性別
- ③家族等の状況
- ④任意後見についての認識

本調査

(1) 後見人

- 問1：後見人の選択基準
- 問2：後見人の指名
- 問3：後見人の役割分担

(2) 委任事項

- 問4：後見人への頼みごと・困りごとの有無
- 問5：後見人に任せる財産管理の範囲

(3) 後見人報酬

- 問6：後見人の報酬基準
- 問7：後見人の報酬金額
- 問8：家計の収支状況

(4) 監督人

- 問9：監督人の要否
- 問10：監督人報酬の負担者
- 問11：監督人報酬の決定者

(5) 利用のメリット・デメリット

- 問12：利用のメリット
- 問13：利用のデメリット
- 問14：後見人の取消権
- 問15：後見人の事前同意

(6) さいごに

- 問16：後見の開始時期
- 問17：制度のわかりやすさ
- 問18：任意後見の性質
- 利用意向・任意後見に対する気持ちや考え

2. 調査概要

(4) 回収結果

■ 回収状況

調査対象3か所から合計で61件の回答を得た。内訳は以下の通りである。

- ①「おひとりさま終活講座」参加者：29件（参加者数38件）
- ②「成年後見制度講座」参加者：22件（参加者数22件）
- ③「荻窪家族ちょこっと塾」参加者：10件（参加者数15件）

回答者の属性について概観したうえで、3. 調査結果において、本調査の結果と考察を示す。質問の意図を明らかにし、集計結果を確認したうえでクロス集計分析や考察を行った。

■ 回答者の属性

年齢

- 平均値70歳、中央値72歳、最小値50歳、最大値88歳

年代別（図表0-1参照）

- 50代10件（16%）、60代19件（31%）、70代20件（33%）、80代12件（20%）

性別（図表0-2参照）

- 男性15件（25%）、女性46件（75%）

家族の状況（図表0-3参照）

- 家族の状況：①いる52件（85%）、②いない9件（15%）

任意後見に対する認識（図表0-4参照）

- ①よく理解している（他人に説明できる）3件（5%）、②ある程度は理解している（概要はわかる）39件（65%）、③話を聞いたことはある（あまり自信はない）18件（30%）

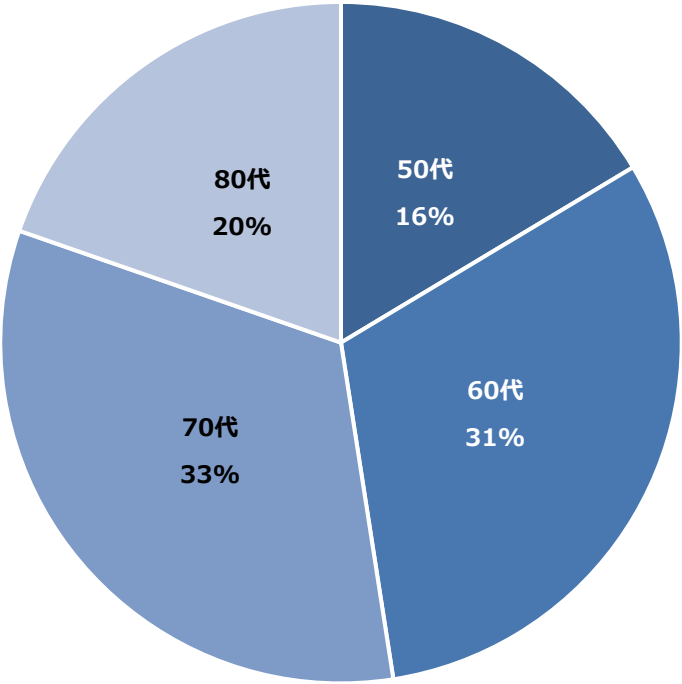
年代別では、60代・70代を中心に、50代から80代まで満遍なく分布した結果が得られた。性別では女性の割合が多くなっているが、参加者の割合も概ね同様の結果であった。家族が①いるという回答が多数を占めたため、回答の傾向が「家族がいる」ことを前提にした回答が多数を占める点に留意する必要がある。調査対象①の回答者は、おひとりさま講座の参加者であるが、「①家族がいる」回答者が4分の3を占めていた。主催者によれば、将来、おひとりさまになることへの不安から、講座に参加している者が多いとのことであった。

任意後見に対する認識では、「②ある程度は理解している」が65%と最多であったが、講座受講直後に調査を実施した影響もあると思料する。参観者が講座説明前に記入した可能性は否定できないが、「③話を聞いたことはある（あまり自信はない）」の回答も3割を超えていた。このような講座の参加者は、ある程度老後生活への関心・意識が高く、学習意欲もある市民であると思われるが、単発で1時間程度の説明では、制度に対する深度ある理解を得ることは難しい。制度理解には段階的にレベルを上げていくなど説明の工夫が必要と考えられる。

2. 調査概要

図表0-1：年代別

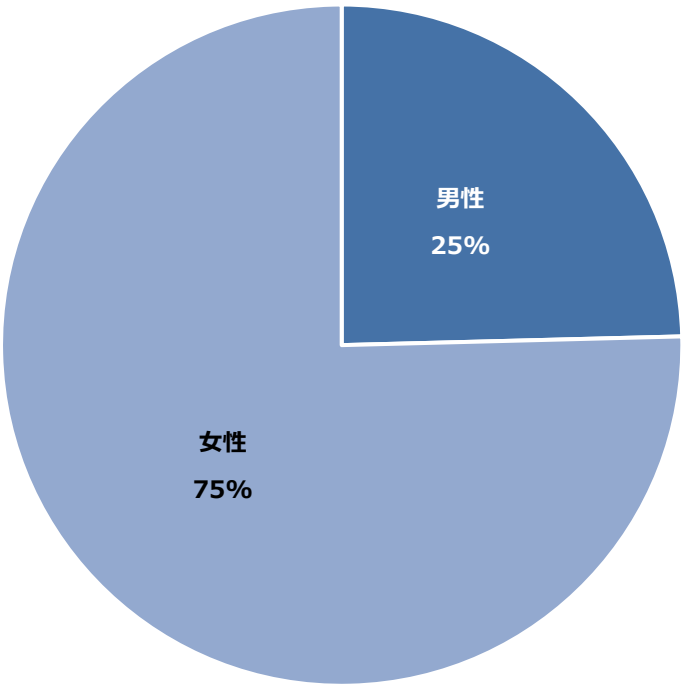
n=61



単一記入回答

図表0-2：性別

n=61

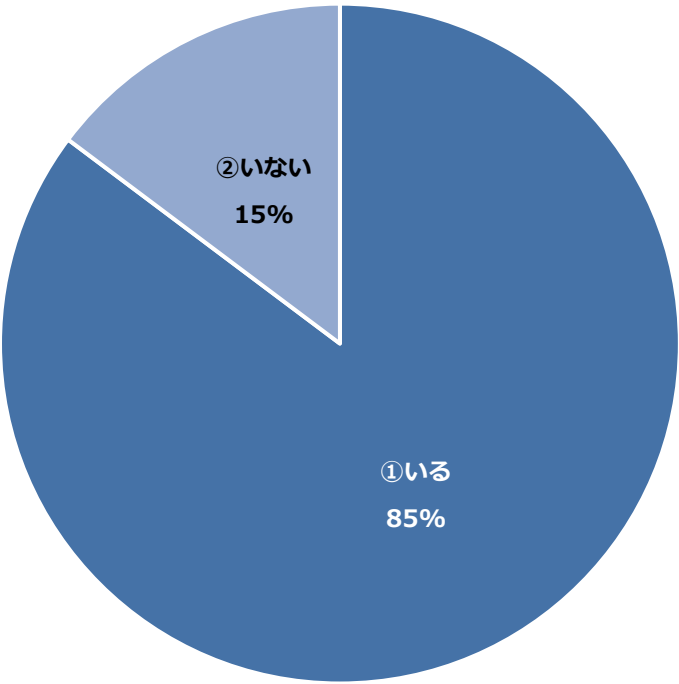


単一選択回答

2. 調査概要

図表0-3：家族の状況

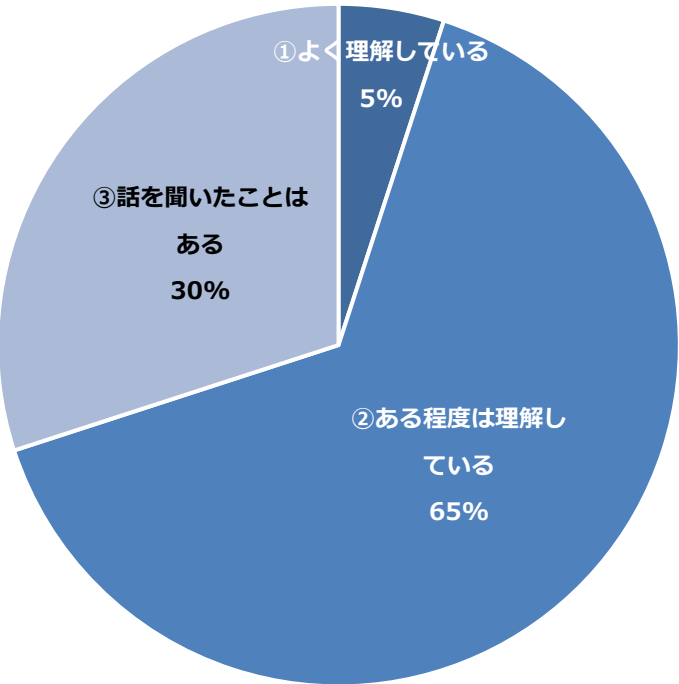
n=61



単一選択回答

図表0-4：任意後見に対する認識

n=60



単一選択回答

3. 調査結果 (1) 後見人

3. 調査結果

(1) 後見人

後見人に関する質問は、問1：後見人の選択基準、問2：後見人の指名、問3：後見人の役割分担の3問である。

問1：後見人を選ぶ基準

■ 質問と選択肢

あなたが後見人を選ぶうえで重要視する要素は何ですか。当てはまるものすべてに○をしてください（いくつでも）。○をした中から最も優先順位が高いものを1つ、右の□の中に  を入れてください。

 **現行制度では、自分が任意後見人を決めることができます。**

- ① 身近な相談相手である・誠実で親身になってくれる ☐
- ② 自分のことをよく理解してくれている・自分の意見や考え方を常に尊重してくれる ☐
- ③ 後見人としての専門的な知識や経験・能力がある ☐
- ④ 家族や親族である ☐
- ⑤ その他（ ） ☐

■ 質問の意図

本問は、任意後見人を選ぶとき、どのような判断基準で選ぶのかを問うものである（複数選択回答）。さらに、その中から、最も重視する基準が何かを尋ねた（単一選択回答）。

■ 回答結果（図表1-1、1-2参照）

結果は、「②自分のことをよく理解してくれている・自分の意見や考え方を常に尊重してくれる」が38件で最多となったが、いずれも大差はなかった。

最優先基準では「④家族や親族である」が33%で最多となった。

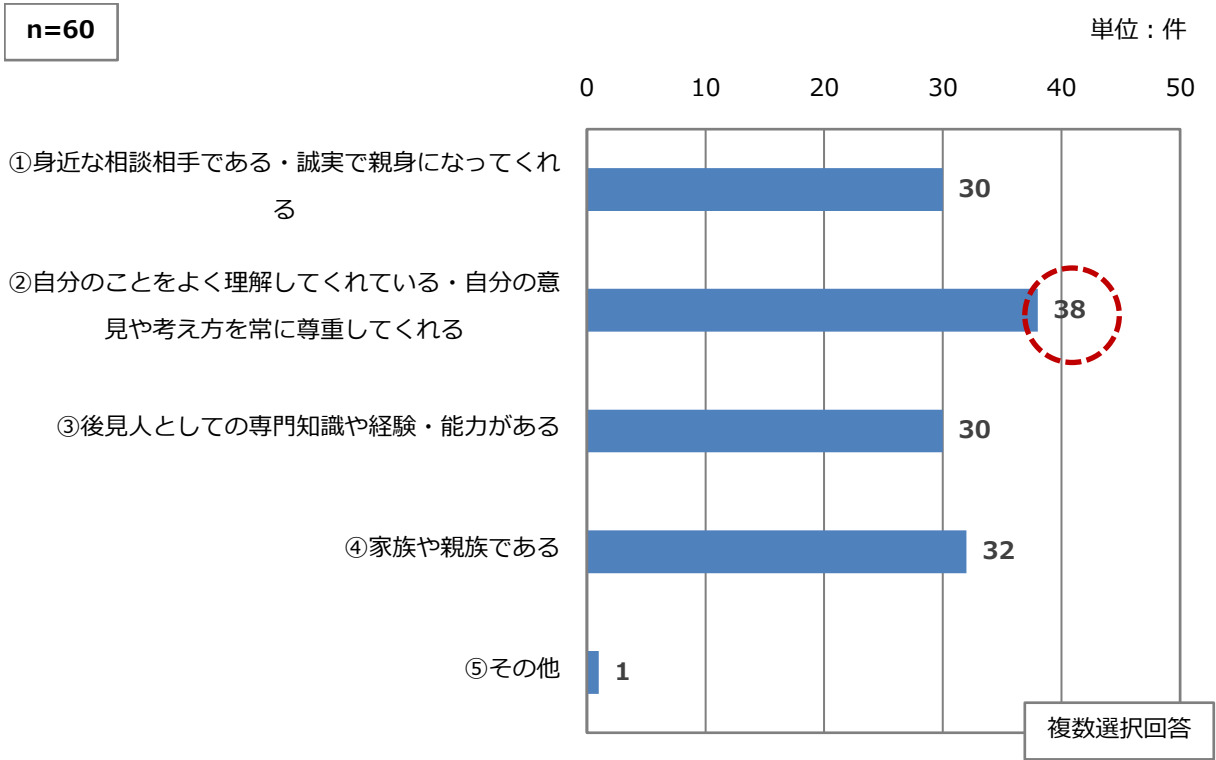
■ 「⑤その他」回答（文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）

⑤その他の回答内容は、以下の通りである。

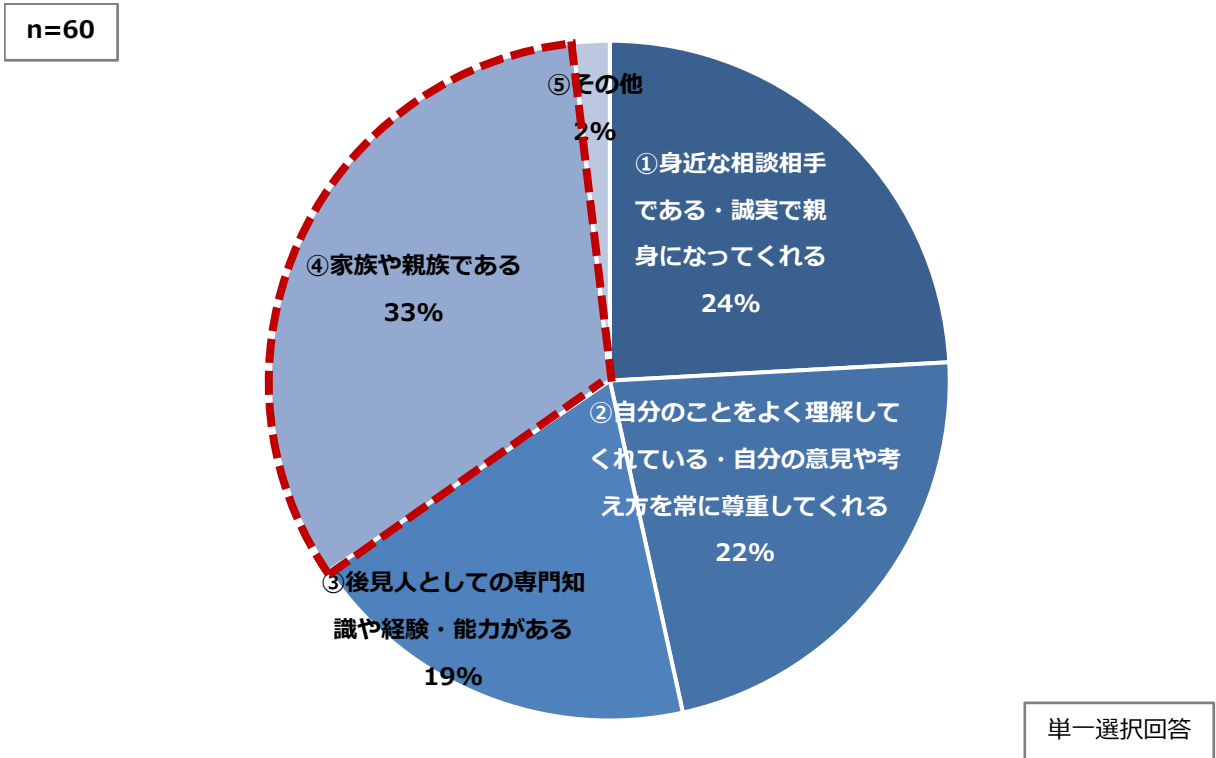
- 信頼できる人・思われる人

3. 調査結果 （1）後見人

図表1-1：後見人の選択基準



図表1-2：後見人選択の最優先基準



3. 調査結果 （1）後見人

■ 考察

本人に対する理解度を求める結果が最多となったのは、妥当な結果と言える。家族の有無によって回答結果を分析してみると、家族がいる者（43件）は「④家族や親族である」の回答が最多となったのに対し、家族がいない者（8件）は、「②自分のことをよく理解してくれている・自分の意見や考え方を常に尊重してくれる」が最多となった。家族がいる者にとって後見人の判断基準は親族であることがわかる。

最優先基準で家族や親族が最多となったのは、回答者の9割弱が家族がいるためであると思うが、頼れる家族がいれば、家族を後見人に指名したいという傾向が見て取れる。

3. 調査結果 （1）後見人

問2：後見人の指名

■ 質問と選択肢

あなたは、誰に後見人を頼みたいですか。当てはまるものいずれかに○をしてください（ひとつだけ）。また、その理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

□ 現行制度では、原則として誰でも後見人になることができます。後見人に必要な資格などはありません。

- ① 親族（子ども・孫、兄弟姉妹、甥姪など）
- ② 親族以外の士業専門職（弁護士・司法書士、社会福祉士、行政書士・社会保険労務士など）
- ③ その他個人・法人（友人・知人、市民後見人、社会福祉協議会、NPOなど）

理由（ ）

■ 質問の意図

本問は、誰を任意後見人に選ぶのかを問うものである（単一選択回答）。

■ 回答結果（図表2参照）

結果は、「①親族（子ども・孫、兄弟姉妹、甥姪など）」が63%で最多となった。「②親族以外の士業専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・社会保険労務士など）」が22%で続く。②と③の両方を選択した複数回答もあった。

■ 選択理由（記入回答：文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）

選択理由を選択肢別に分類すると以下の通りとなった。

A：①親族

- 自分を理解し、意思を尊重してくれると思うから。
- 一番理解してくれる。
- 信頼がおけるから。
- 安心できるから。
- 安心できる。
- 信頼できる。
- 自分の考えを理解してくれると思うから。
- 信頼感と身近な人。
- 自分の意思を伝えやすいかも。
- 相談相手になる。
- 安心できる。
- 信頼できるから。
- 一番身近だから。
- 社会福祉士だから。

3. 調査結果 （1）後見人

- 問1を充足する（③を除く）。
- 自分のことをよく理解している人。信用できる人。
- よく理解してくれている。
- 現状はそう考えている。親族とは情報共有していきたい。

B：②親族以外の士業専門職

- 親族に負担をかけたくないから。
- 親族間で問題を起こしたくない。
- 総合的に安心して依頼できる。
- 親族だと配偶者とのトラブルが懸念される。
- NPO法人の方でも。
- きちんとやってくれそうなので。
- 親族に迷惑をかけたくない。
- 甥姪に迷惑をかけたくない。
- 専門的なことなので、親戚では難しいかと。
- 親族（息子一人、その家族）だけなので、後見人をお願いしている。現在見守りだけ。

C：③その他個人・法人

- 法人なら幅広く対応していただけるのではないと思う。
- 今のところ。セット□□できる。
- 長男に知的障害あり。夫婦高齢になった時利用したいが安い費用の方を利用したい。
- 後見活動には専門知識が必要なため。
- 個人ではなくチームとして活動して欲しい。具体的にはまだ決まっていない。

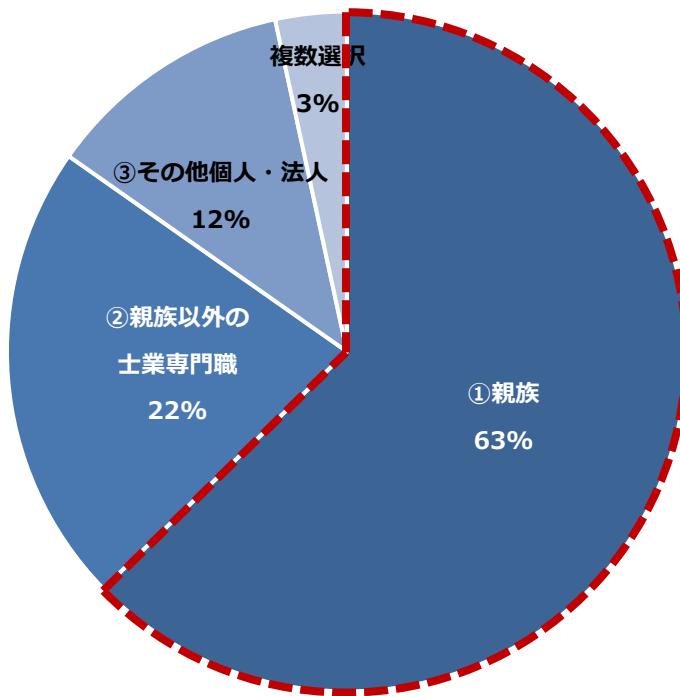
D：その他（選択肢②と③の複数選択）

- 親族（甥姪）に迷惑をかけたくない
- ②か③いずれか。現時点では選べない。

3. 調査結果 （1）後見人

図表2：後見人の指名

n=59



単一選択回答

■ 考察

家族がいる回答者（9割弱）が、「①親族」と回答した割合は6割強に留まる。家族がいても親族を後見人に指名しない回答者が約2割いることがわかる。逆に家族がいない者の回答結果は、選択肢①～③それぞれに分かれた。

「②親族以外の士業専門職」の回答の半数は、親族に迷惑をかけたくない、親族間トラブルを回避したいなど消極的な理由によるものである。「③その他個人・法人」の回答では、長期間にわたる後見を希望するとの回答が目立った。

3. 調査結果 （1）後見人

問3：後見人の役割分担

■ 質問と選択肢

あなたは、一人の後見人にすべて頼むか、複数の後見人に役割分担をして頼むか、どちらを望みますか。当てはまるものいずれかに○をしてください。また、その理由は何ですか。

（ ）内に自由にご記入ください。

☐ 現行制度では、任意後見人の人数に制限はありません。複数人が共同で業務を行うことも、役割分担して業務を行うこともできます。

- ① 一人の人にすべてを頼みたい
- ② できれば一人に頼みたいが、（知識や能力が不足しているなど）難しい場合には複数の人に頼んでもよい
- ③ 一人の後見人ではなく、（身の回りの支援と財産管理は別にするなど）役割を分担して、複数の人に頼みたい
- ④ その他（ ）
理由（ ）

■ 質問の意図

本問は、任意後見人に単独で後見業務を任せたいか、あらかじめ役割分担をして任せたいかを問うものである（単一選択回答）。

■ 回答結果（図表3参照）

結果は、「②できれば一人の人に頼みたいが、難しい場合には複数の人に頼んでもよい」が40%で最多となった。「①一人の人にすべてを頼みたい」と合わせると、原則として一人の後見人に任せたいという回答が72%となった。

■ 「④その他」回答（文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）

④その他の回答内容は、以下の通りである。

- 法人を後見人とした場合、法人の複数人が経験や知識を活用して対応していただけると思う。
- 子供が3人いるので子供たちに。
- まだ分かりません。
- 一人の人に頼りたいが、その人に万一あった場合、別の人にちゃんと引き継げるか。色々□□聞きたくない。□□。

3. 調査結果 （1）後見人

- 選択理由（記入回答：文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）
選択理由を選択肢別に分類すると以下の通りとなった。

A：選択肢①

- 二人だと意見の相違が生じる恐れがあるから。
- 士業専門職を指名するから。
- 複数だと意見が分かれる。
- 信頼できる。
- 特に専門性をもって分担する必要性がない。
- 一人の信用のおける人に任せたいから。複数の意見の相違がありそう。

B：選択肢②

- 一人の方が管理しやすいだろうけど負担になるのであれば、分担してもらっていい感じにしてもらえれば。
- 費用が不安になるので、一人にするか悩む。
- 安心。
- 一番は理解してくれそうな事です。
- 相談できる。
- 全ての状況を一人で判断できない場合もあるので、適正な支援を受けるためにも複数でもと考える。

C：選択肢③

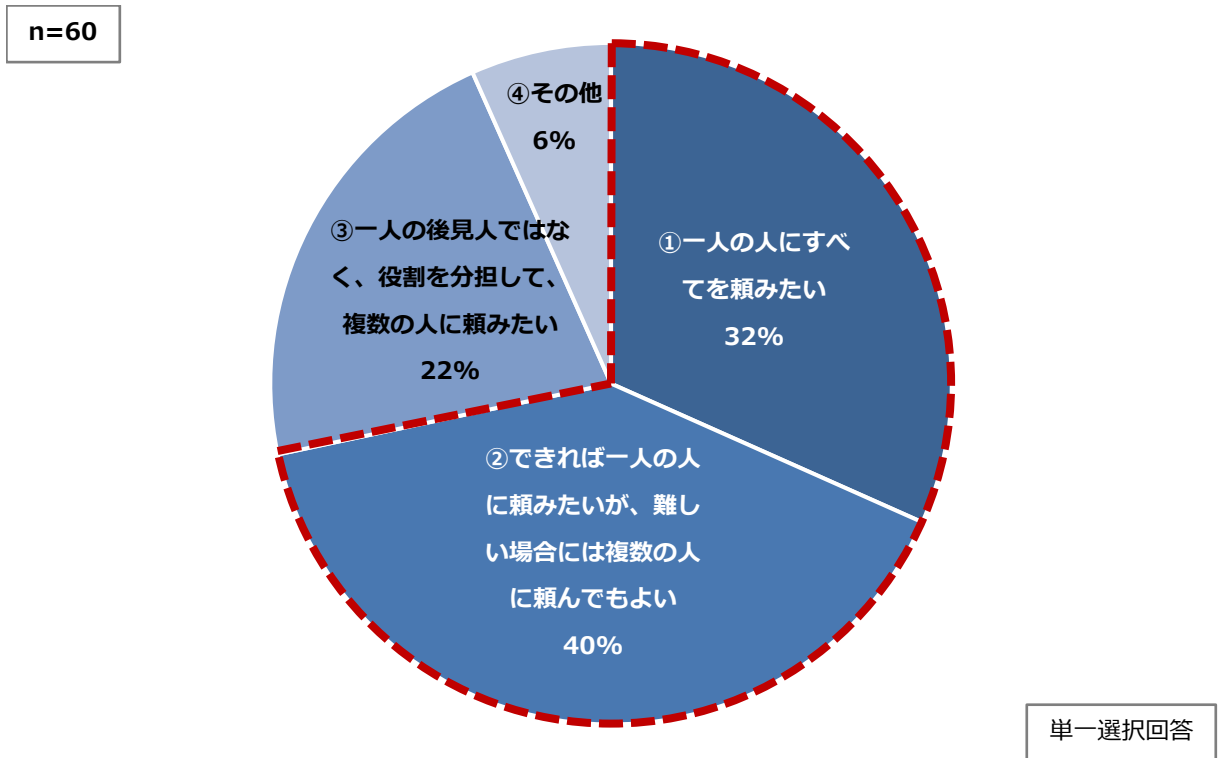
- とても信頼できる人が見つければ一人でも良いと思うが、あとほ複数での金銭的な負担もあると思うので。
- 子供が3人いるので、それぞれに。
- 子二人で協力してもらいたい。
- 近所の友人にも頼みたい。
- ②か③いずれか、というより、利用者に不利益がないこと、後見人の不正がないことが、実施されることの方が大切。
- 娘が3人いるのでそれぞれに。
- 不動産などについて財産管理は別の方（専門職）に任せたいため。
- チームとして行って欲しい。
- 身の周りの支援はやはり女性が良いと思う。金銭等はミス防止のためにも複数が良いと思う。

D：その他（選択肢②と③の複数選択）

- 監視役として。

3. 調査結果 (1) 後見人

図表3：後見人の役割分担



■ 考察

原則として単独受任の希望者が4分の3となったことは概ね首肯しうる。選択理由の記述を見ても、選択肢①と②の回答理由に大差はなかった。親族受任の希望が多かったことから、親族後見人では手に負えないケースを考慮したものと思われる。単独受任の希望者の声においては、複数受任の場合の意見の相違を不安視した声が見られた。身上保護と財産管理の役割分担などは実務でもみられるところであるが、さらに進めて身上保護や財産管理にそれぞれ特化した契約が可能なのかなど検討すべき論題は残されている。

3. 調査結果 (2) 委任事項

(2) 委任事項

委任事項に関する質問は、問4：後見人への頼みごと・困りごとの有無、問5：後見人に任せる財産管理の範囲の2問である。

問4：後見人への頼みごと

問4は、ア. 希望する（しない）事務の有無と、イ. （後見人の職務外とされる）将来の困りごとの有無の2つに分かれている。

ア. 希望する（しない）事務の有無

■ 質問と選択肢

あなたは、任意後見開始後、後見人にどのようなことを頼みたいですか。頼みたいことがあれば、（ ）内に自由にご記入ください（別紙の「代理権目録」の中で頼みたくないことがあれば、記入欄に番号をご記入ください（いくつでも））。

□ 現行制度では、所定の様式に沿って代理権目録を作成します。

記入回答（ ）

■ 質問の意図

本問は、任意後見人にどのようなことを頼みたいか（頼むつもりはないか）を問うものである（自由記入回答）。

■ 回答結果

結果は、頼みたい職務については14件の記入があり、うち財産管理分野に関する回答が5件で最多となった。代理権目録に記載の内容以外では、死後事務、相続、資産運用、障害の子の世話、介護、各種相談等の回答が見られた。

頼みたくない職務については11件の記入が見られたが、特段目立った特徴は見られなかった。

■ 記入回答（文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）

後見人に頼みたいこと、頼みたくないことの回答内容は、以下の通りである。

A：頼みたいこと

- 死後事務
- 目録通り
- 入院等の手続、金銭管理、不動産や財産の処分
- 財産の始末
- 財産管理
- 相談に乗って欲しい。
- 財産管理

3. 調査結果 (2) 委任事項

- 資産運用
- 長男に障害あり、自分の支援が不可能になった時、死後、長男の世話はどうするか？
- 財産管理、銀行取引、生活費の持参
- 財産の管理、介護
- 財産・相続
- その時点の生活の安心のために必要なことすべて。
- すこやかに過ごせるように尽力を尽くしてもらいたい。①～⑰すべて委任する。また、意思能力が低い常況にあるから心配はない。
- 身上保護、財産管理、計画・記録・報告すべてを頼むことになると思う（頼むしかない）

B：頼みたくないこと（番号は代理権目録の番号）

10人から回答を得た。回答数が多い順から以下のような結果となった（複数回答）。

回答数	代理権の内容
7人	②金融機関取引、③定期的な収入の受取・費用の支払、④生活費の持参・日用品等の購入
5人	⑦重要書類（権利証・印鑑・通帳・キャッシュカード等）の保管・各種手続き
4人	⑥保険契約の締結等・保険金受取、⑧税金の申告納付
3人	①不動産（賃貸・売買）の管理・保存・処分、⑨要介護認定の申請・異議申立等
2人	⑤相続関連、⑩介護サービスの契約締結・費用支払、⑪介護施設の契約締結・費用支払、⑭通院・入院等の手続・費用の支払、⑯その他
1人	⑫福祉関係の措置の申請・異議申立
0人	⑬不動産の購入・処分、⑮紛争処理の裁判外手続等、⑯訴訟委任、⑰復代理人選任

■ 考察

後見人に頼みたいこと・頼みたくないことそれぞれにいくつかの回答がみられたが、概ね代理権目録の内容通りの結果になった。但し、この結果をもって現行の制度通りで満足していると考えすることはできないと考える。少数意見ではあるが、介護、障害の子の世話といった事実行為や、資産運用を希望する回答もみられた。契約締結に向けて、具体的な相談が始まると、もっと様々なニーズが顕在化するのではないか。後見人の事実行為の引受けについては、現行制度では後見人の職務外とされているが、実務では身上配慮義務条項を根拠に事実行為を行うケースも見られる。

なお、具体的な希望を述べるのではなく、相談や生活の安心のために必要なことすべてといった回答も見られた。ニーズ調査の回答者のように、任意後見の契約に向けて距離がある段階にいる高齢者の場合でも、生活設計において具体的な困りごとや課題を認識していないことが窺える結果となった。これは契約時点において委任事項が明確に定まっていないと任意後見を開始できないのかという論題につながる。

3. 調査結果 （2）委任事項

イ. 将来の困りごとの有無

■ 質問と選択肢

また、以下の①～④の行為について、将来困りごとが生じると思いますか。当てはまるものすべてに○をつけてください（複数選択回答）。

□ 現行制度では、以下の行為は後見人の職務外の行為とされています。

- ① 見守り、外出時や通院時の付添い・同行など（契約以外の行為）
- ② 賃貸住宅の賃借時、入院や施設入居時の身元保証（債務保証）
- ③ （ご自身で意思表示ができない場合の）検査・手術・延命措置等の医療行為に関する同意
- ④ 死亡後の葬儀や納骨、遺品整理などの事務（死後事務）

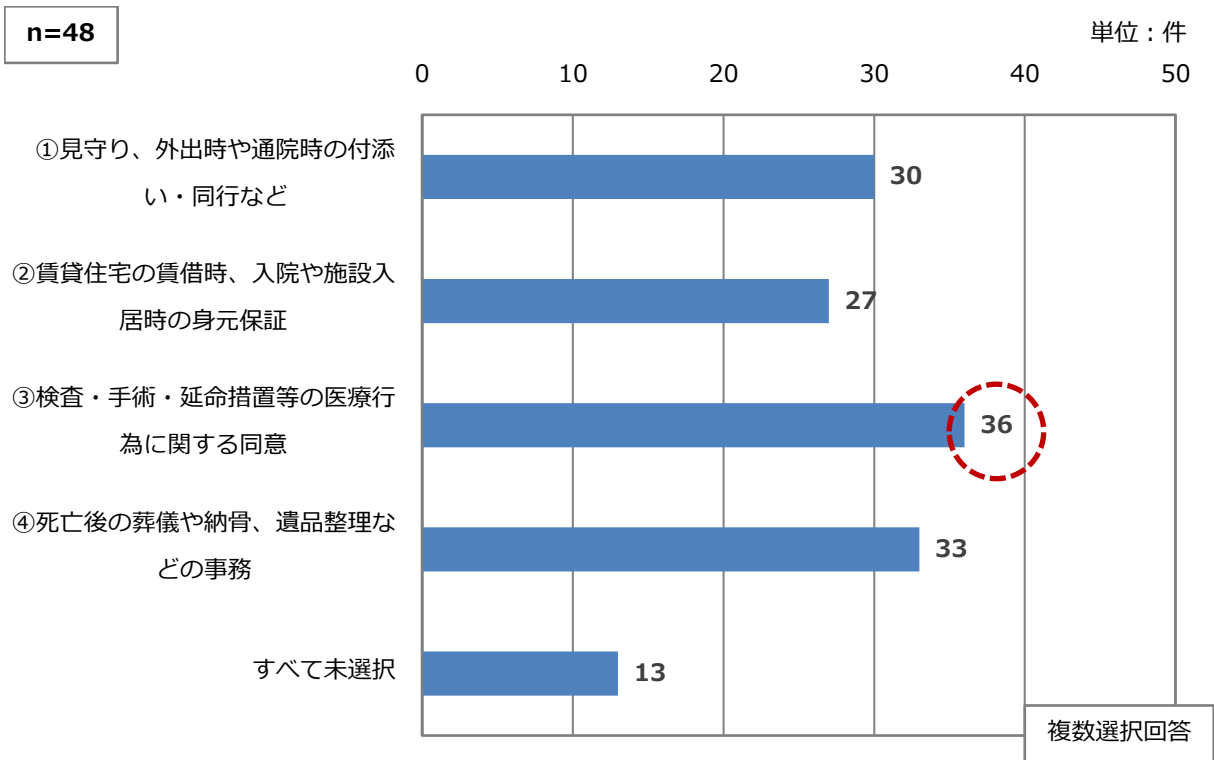
■ 質問の意図

本問は、後見人の職務ではないと又は権限がないされている生活支援、身元保証、医療同意、死後事務委任の4つについて、将来の困りごとが生じるかどうかを問うものである（複数選択回答）。

■ 回答結果（図表4-1参照）

結果は、医療同意が36件で最多となった。僅差ながら死後事務委任が次に続くが、4つの回答数に大差はなかった。回答者の79%が、4つの職務のいずれかを選択した（何も選択しなかった回答割合は21%）。

図表4-1：将来の困りごと



3. 調査結果 （2）委任事項

■ 考察

少なくとも1つ選択した回答者のうち、85%は家族がいる回答者である。さらに、4つすべてを選択した回答者のうち、74%は家族がいる回答者であった。家族がいても困りごとを感じる高齢者は多いことが見て取れると同時に、後見人の職務と権限はこのままでよいのかという疑問を抱かざるを得ない。

事実行為が中心となる生活支援に関しては、介護保険の家事援助は公的保険という性質から、必要最低限の範囲に留めるべきという運用がなされており、使い勝手の悪さが従前から指摘されている。つまり、生活支援という高齢者にとって基本的な生活ニーズを満足させる公的な仕組みがない。国は、生活支援という領域に対して公的な保護制度は作らず、民間による積極的な支援策を作るわけでもなく、家族等による支援に依存してきた。いわば放置されてきた領域であり、制度の狭間の問題と言ってもよい。

人口減少が加速する中、支援の現場では生活支援機能に一人の担当者を配置すること自体不可能になりつつある。後見人が、事実行為も含めて自ら生活支援を引き受けることが可能なのであれば、むしろその方が委任者のニーズに合致するであろう。後見人の職務を代理機能に限定する限り、この問題はさらに拡大していくものと憂慮する。

後見人の医療同意については、厚生労働省において継続検討課題となっているが、早期に結論を出していく必要があるだろう。終身サポート事業者向けのガイドラインは、「おひとりさま」の状況に鑑みると極めて不十分な内容と考える。

3. 調査結果 （2）委任事項

■ 回答数の分析結果と考察（図表4-2参照）

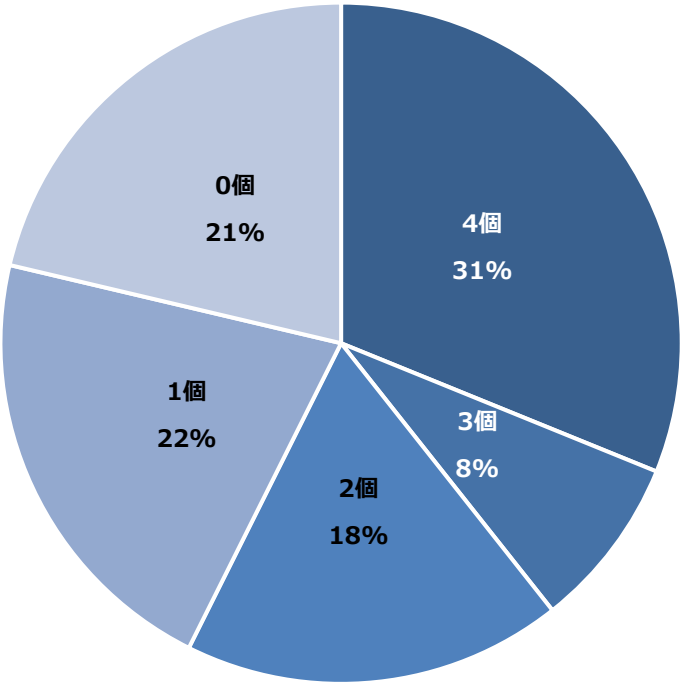
将来の困りごとの調査について、回答者が選択肢をいくつ回答したのか回答数の分析を行った。

4つすべてを選択した回答者は、全体の31%で最多となった。家族がいる回答者（9割弱）の3割が4つの項目すべてを困りごとと認識していた。4つの項目は、任意後見・法定後見問わず後見人の職務外とされており、成年後見制度だけでは、これらの問題は解決されないことがわかる。

国も、孤独・孤立対策の観点から、これらの困りごとを包括的に終身サポート事業と位置付けて対策に乗り出しているが、これらの問題は「おひとりさま」だけでなく、家族がいても発生する問題として認識する必要がある。

図表4-2：将来の困りごと（回答数）

n=61



複数選択回答

3. 調査結果 （2）委任事項

問5：後見人に任せる財産管理の範囲

■ 質問と選択肢

あなたは、任意後見開始後、預貯金や有価証券・不動産などの財産管理を後見人に任せることについてどのように考えますか。当てはまるものいずれかに○を入れてください（ひとつだけ）。またその理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

□ 現行制度では、任意後見人に委託する職務は「自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部」とされています。

- ① すべて後見人に管理して欲しい（自分は管理したくない）
- ② できるだけ後見人に管理して欲しい（基本的には後見人に管理して欲しいが、自分もある程度の財産は管理したい）
- ③ できるだけ自分が管理したい（自分で管理できる財産は自分で管理したい。後見人には限定して管理させたい）
- ④ 後見人ではなく、別の人に管理させたい（別の受任者や信託の受託者など後見人以外の人に管理させたい）
- ⑤ その他（ ）
理由（ ）

■ 質問の意図

本問は、預貯金や不動産の管理をどの程度後見人に任せたいかを問うものである（単一選択回答）。

■ 回答結果（図表5参照）

結果は、「③できるだけ自分が管理したい」が65%で最多となった。「②できるだけ後見人に管理して欲しい」は19%、「①すべて後見人に管理して欲しい」の回答は9%に留まった。3%と少数だが「④後見人ではなく、別の人に管理させたい」との回答も見られた。

■ 「⑤その他」回答（記入回答：文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）

⑤その他の回答内容は、以下の通りである。

- 今のところ子どもがいるので。
- 悩んでいるところ

3. 調査結果 （2）委任事項

- 選択理由（記入回答：文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）
選択理由を選択肢別に分類すると以下の通りとなった。

A：選択肢①

- 責任が明確になる。
- 心神喪失の常況なのだから、当然であろう。
- 両親の死後の時を考えているため。

B：選択肢②

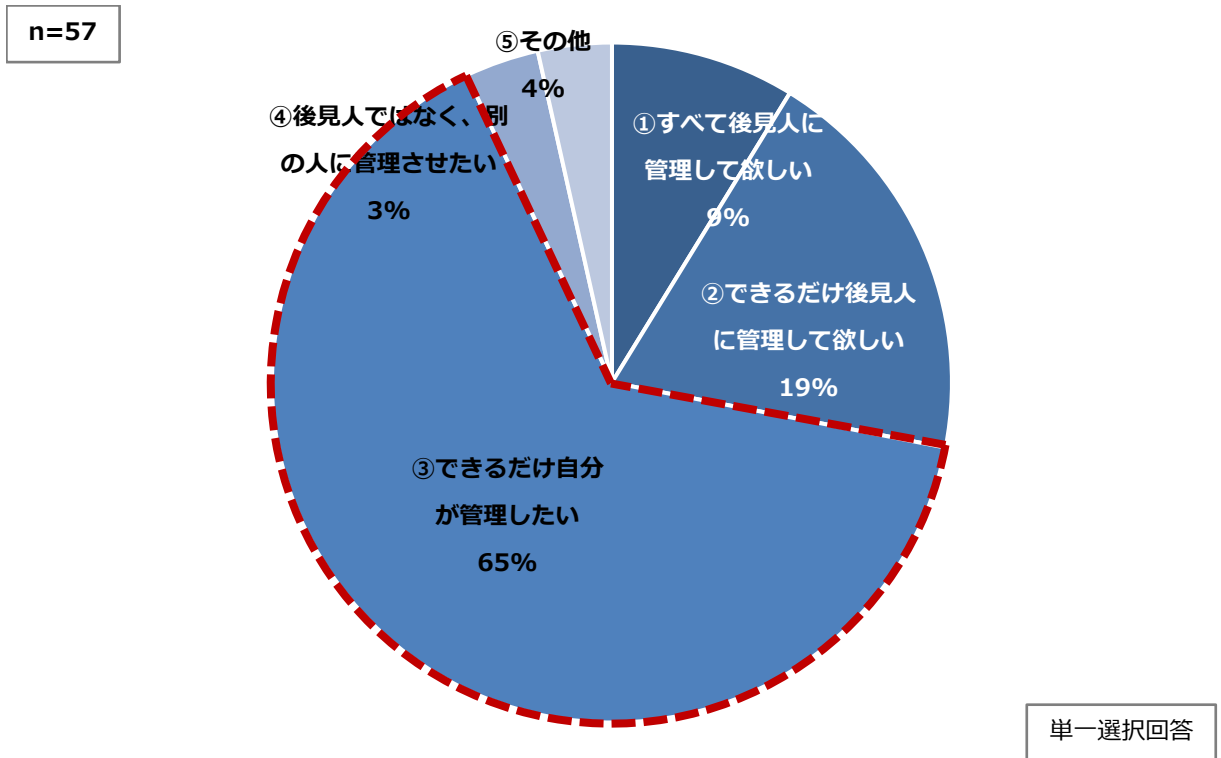
- 生きている間は、できることは自分でしたい。
- 自分でできることがあるものは自分でやりたい。
- 開始後となると難しいと思うが、できればある程度は自分も関与したいとの思いが残っている。

C：選択肢③

- できる限り自分で。出来なくなった時は必ず来るので、その時はお願いしたい。
- 何ができなくなるのかよくわからないが、自分で出来る事は自分でやっていきたい。
- ②か③いずれか。その時になってみないとわからない。その時の自分の状態による。
- 判断能力があるうちは自分で行う（判断できる範囲内）／家族信託の必要性。
- ③を希望するが、無理になった時は後見人と相談しながら処理したい。

3. 調査結果 (2) 委任事項

図表5：後見人に任せる財産管理の範囲



■ 考察

選択肢②③の選択理由では、自分でできることは自分でしたいという記述が見られ、8割を超える人が何らかの形で財産管理権を保持したい意向が見て取れる。

法律上は、任意後見の委任者は制限行為能力者ではなく、任意後見人に財産管理のすべてを委任しなければならないわけではないが、任意後見人にどこまで財産管理を任せるかという問題は、本人がどこまで日常的な財産管理権を保持するかという問題と裏腹である。任意後見契約が発効する時は、本人の判断能力の低下が顕著となり、生活に支障が出ていることがほとんどであろうから、そのような状況においては、任意後見人が広範な財産管理を行うことが多いと考えられるが、本人自身で財産の管理処分ができる余地を残すべきではないかと考えられる。この点、ほぼすべての金融機関が、任意後見契約の発効時には本人取引を拒絶していると思われるが、制度上行為能力が制限されなくても、利用者本人の行為能力が実質的に制限されてしまう事態を放置したままでよいのか疑念が残る。

3. 調査結果 （3）後見人報酬

（3）後見人報酬

後見人報酬に関する質問は、問6：後見人の報酬基準、問7：後見人の報酬金額、問8：家計の収支状況の3問である。

問6：後見人の報酬基準

■ 質問と選択肢

あなたは、後見人の報酬について、どのように考えますか。当てはまるものいずれかに○を入れてください（ひとつだけ）。またその理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

- ① 財産額の増減に応じて報酬を連動して欲しい（財産が少なくなってきたら報酬を下げて欲しい）
- ② 収入に合わせた報酬にして欲しい
- ③ 後見人の業務負担を基準に決めたい（業務負担に合わせた報酬にして欲しい
- ④ 職務ごとの料金表が欲しい（予算に応じて頼みごとを決められるようにしたい
- ⑤ 制度上基本的な報酬は一律定額がよい

理由（ ）

■ 質問の意図

本問は、後見人の報酬をどういう基準で決めたいかを問うものである（単一選択回答）。

■ 回答結果（図表6参照）

結果は、「③後見人の業務負担を基準に決めたい」が30%で最多となった。「④職務ごとの料金表が欲しい」が25%と次に続く。③④の回答が多かったものの、5つの選択肢すべてに回答がみられた。

3. 調査結果 （3）後見人報酬

- 選択理由（記入回答：文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）
選択理由を選択肢別に分類した結果は以下の通りである。

A：選択肢①

- 財産を遺すつもりはないが、生きているうちにはお願いしたい。

B：選択肢②

なし

C：選択肢③

- お金持ちではないので限界はあるが、大変なお仕事だと思うので、できる限り払いたい。
- 報酬なので当然、管理額に応じた責任の分も考慮する必要もあろうが、補助的要素であるとする。
- 一定の基準を事前に作っておくこと、必要と考える。
- 何を基準にしたらよいかよく分からない。

D：選択肢④

- 料金を事前に確認したい。

E：選択肢⑤

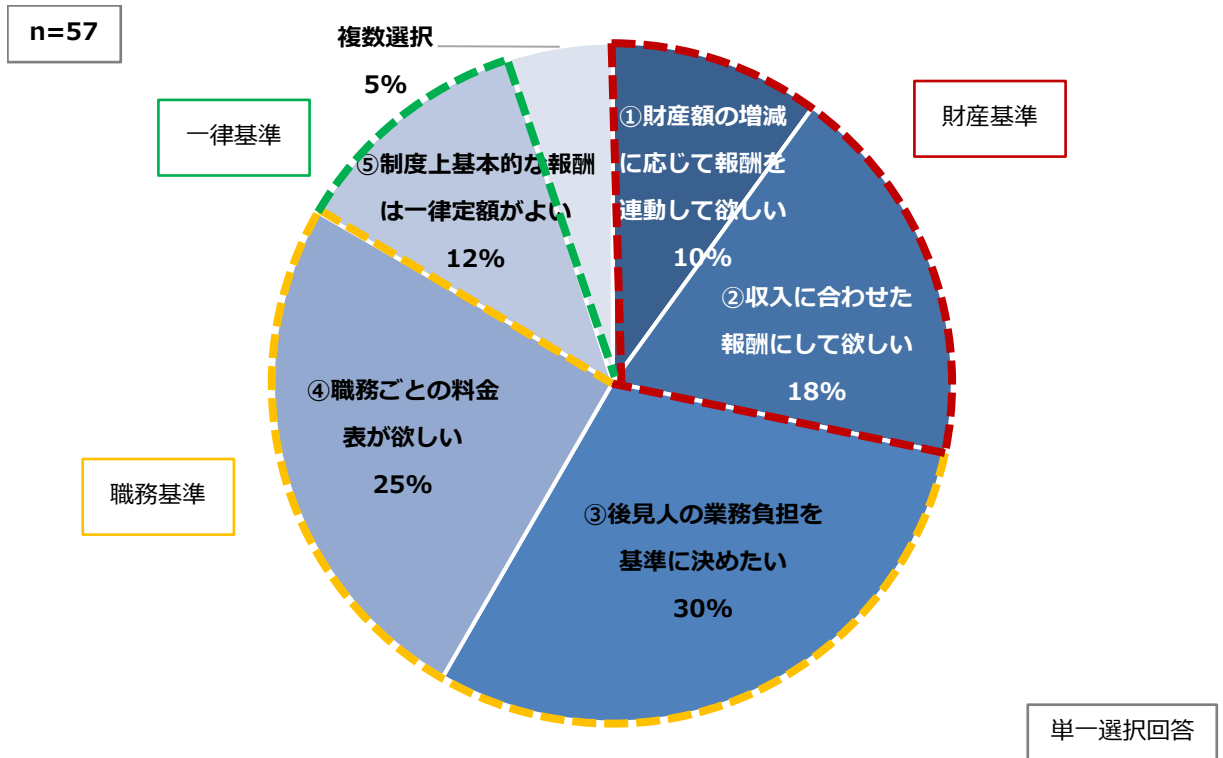
- 業務負担をどうするかは重要。
- どのような頼み事があるか不明のため。
- 自分の収入によって制度を利用できるか出来ないかが決められる。

F：その他（選択肢③と⑤の複数選択）

- 組み合わせて。

3. 調査結果 （3）後見人報酬

図表6：後見人の報酬基準



■ 考察

選択肢③④は職務に見合った報酬の付与・明朗会計の考え方であるが、回答者の過半数となった。一方、「①財産額の増減に応じて報酬を連動して欲しい」「②収入に合わせた報酬にして欲しい」の保有資産（ストック）・家計収支（フロー）連動基準の考え方は3割弱であり、財産額に応じた報酬重視の意見も多い。つまり、全ての回答者の希望を叶えるためには、いずれの回答をも実現できる制度でなければならないことになる。

幸い任意後見においては、後見人の報酬に関する法的な制限はないことから、選択肢⑤を除いて、どの基準によっても報酬を決めることが可能である。特に財産的なゆとりのない高齢者が多いと考えられるところ、財産の増減に合わせた報酬水準の決定は、委任者にとっては喜ばれると見聞する。むろん、生活困窮者レベルになってくると受任者の報酬確保の問題が発生することから、任意後見契約を公的な制度と位置付けるのであれば、国は、職務負担を考慮の上、最低限の報酬が確保される仕組みを作る必要があるだろう。

3. 調査結果 （3）後見人報酬

問7：後見人の報酬金額

■ 質問と選択肢

あなたは、問4の頼みごとで任意後見契約を締結する場合、後見人報酬の金額はいくらを希望しますか。（ ）内に金額をご記入ください。月額あるいは年額でお答えください。

（ ）円（月額）／（ ）円（年額）

■ 質問の意図

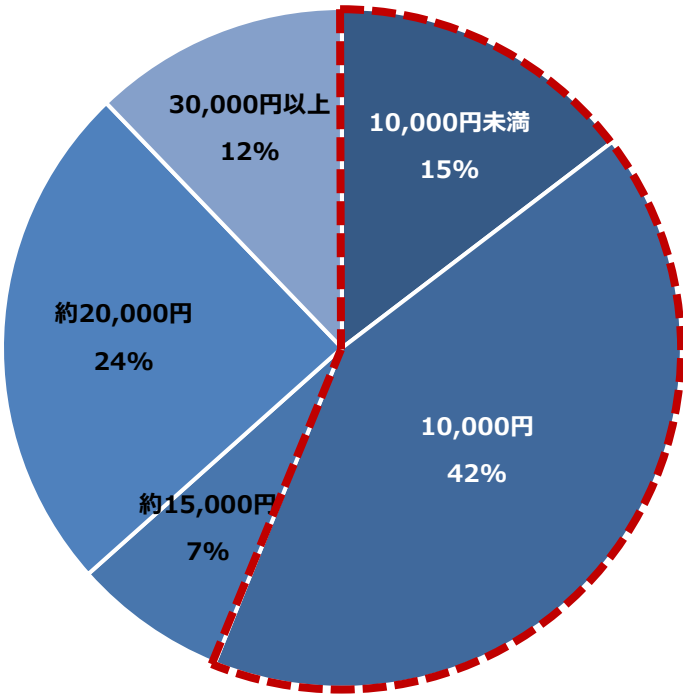
本問は、任せたいと考える職務に対し、後見人の報酬をいくらにしたいかを問うものである。月額あるいは年額での回答を求めた（自由記入回答）。

■ 回答結果（図表7参照）

結果は、平均値15,439円、中央値10,000円、最小値2,500円、最大値50,000円であり、月額換算平均で「10,000円」が有効回答の42%で最多となった（いずれも月額。以下同じ）。10,000円以下は合計で有効回答の57%となった。法定後見の基本報酬のめやす「約20,000円」が有効回答の24%で次に続く。

図表7：後見人の報酬金額

n=41



自由記入回答

3. 調査結果 （3）後見人報酬

■ 考察

「10,000円」以下の回答は、計6割弱と過半数を超えており、医療・介護の費用負担や監督人報酬の負担に鑑み、後見人報酬をできる限り抑えたいという意向が見て取れる。

「30,000円以上」の回答者は、問8における家計「収支は黒字」の回答者がほとんどを占めており、家計収支にゆとりがある場合に限られる。本来、重要なのは職務の対価性であると考えるが、現実解としてストックやフローにも左右されることはやむを得ない。後見人報酬の均衡点を求めることは、継続的な課題と言える。

法定後見における基本報酬の目安金額について解説しながら回答を求めたが、無回答が19件（全体の31%）に上った。相場勘がないなど、判断がつかなかったものと思われる。

3. 調査結果 （3）後見人報酬

問8：家計の収支状況

■ 質問と選択肢

あなたの直近1年間の「家計収支」はどのような状況ですか。当てはまるものいずれかに○をしてください（ひとつだけ）。

※ 「家計収支」は「収入－支出」の差額です。「収入」には、公的年金や企業年金のほか、株式等の配当収入や不動産の収入等を含みます。「支出」には、食費・水道光熱費・住居費・医療介護費・被服費・交通費・娯楽費等を含みます。

- ① 収支は黒字・・・かなり余裕がある（預貯金は増えている）・さほど余裕はない（預貯金は微増）
- ② 収支はトントン
- ③ 収支は赤字・・・余裕はない（預貯金は微減）・かなり厳しい（預貯金を大幅に取り崩している）
- ④ 収支の状況は、よくわからない

■ 質問の意図

本問は、家計の収支にゆとりがあるかを問うものである（単一選択回答）。後見人に任せ、財産管理の範囲や後見人報酬に関する回答は、本人の財産状態に左右されと考えられる。叶うならば、保有資産（ストック）と家計収支（フロー）両面から財産状態を把握し分析することが望ましいが、回答者にとって保有資産額を聞く質問は答えづらいと思われたため、家計収支の主観的な意識をもって本人の財産状態を把握することとした。

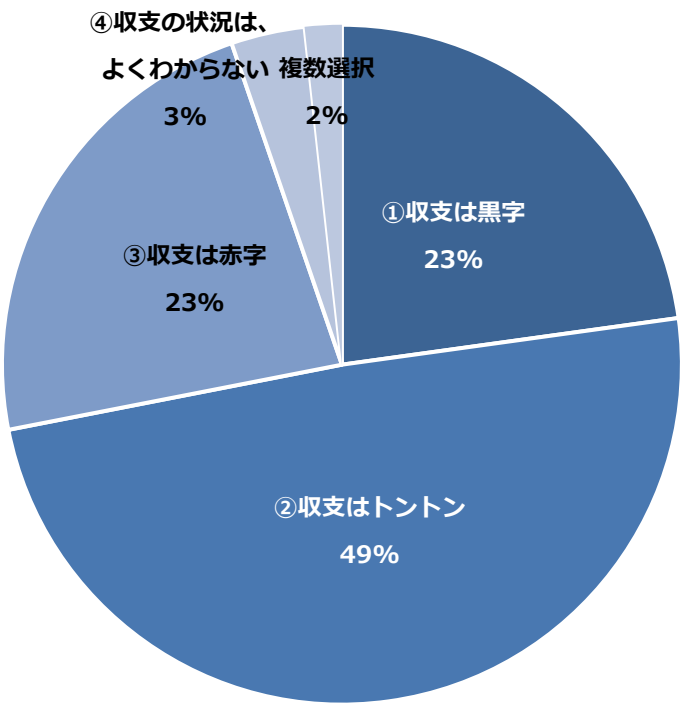
■ 回答結果（図表8-1参照）

結果は、「②収支はトントン」が49%で最多となった。「①収支は黒字」と「③収支は赤字」は23%で同じ結果となった。

3. 調査結果 （3）後見人報酬

図表8-1：家計の収支状況

n=57



単一選択回答

■ 考察

本問は、問5：後見人に任せる財産管理の範囲、問6：後見人の報酬基準、問7：後見人の希望報酬額を問う質問とのクロス集計を意図した質問であった。

3. 調査結果 (3) 後見人報酬

■ 財産管理の範囲（問5）と家計収支（問8）の関係（図表8-2参照）

後見人に任せたい財産管理の範囲の選択結果と家計収支の関係についてクロス集計分析を行った。

まず、後見人に任せたい財産管理について、後見人に任せるタイプ（問5の選択肢①②④）と自分が管理したいタイプ（問5の選択肢③）に分類する。一方、家計収支について、ゆとり派（収支が黒字）とカツカツ派（収支がトントン又は赤字）に分類する。

結果は、ゆとり派13件のうち他人に任せるタイプが7件、カツカツ派40件のうち自分が管理したいタイプが28件と、それぞれ過半数となった。当初は、ゆとり派は、財産管理は自分が管理したいタイプが多くなる（カツカツ派は後見人に任せるタイプが多くなる）と考えていたが、結果はむしろ逆の傾向だった。

この結果から、2つのことが考えられる。一つは、家計収支の主観的な意識だけでは本人の財産状態を正確に把握できておらず、カツカツ派の中には多額の資産保有者が多く含まれているという考え方である。この場合、仮説は正しかったことになる。もう一つは、仮説が間違っているという考え方である。財産管理を委ねるときは、受任者に通帳等を見せて収支の状況を把握されることになる。カツカツ派は、自分の家計の状態を他人に知られることが恥ずかしいという気持ちがあるという考え方が可能である。

もし前者の考え方が正しいとすれば、サンプルデータを増やすか、新たな質問を設けて検証する必要がある。後者の考え方が正しいとするならば、他人に財産管理を任せることへの心理的な障壁を取り払う必要がある。これは、任意後見契約締結に向けた段階的アプローチの一つのステップとなる。現状の回答結果からだけでは明確に結論付けることは難しいが、ストックの財産状態も加味すれば、異なる結果が得られた可能性もあるという点を指摘しておきたい。

図表8-2：財産管理の範囲（問5）と家計収支（問8）の関係

n=57		自己管理 タイプ	他人委託 タイプ	ゆとり 派		カツカツ派		単位：件	
Q5（任せる財産管理の範囲）	Q8（家計収支）	件数	①収支 は黒字	②収支 はトント ン	③収支 は赤字	④よく わから ない	⑤複数 選択等		
①すべて後見人に管理して欲しい	5	1	1	3					
②できるだけ後見人に管理して欲しい	11	5	4	2					
③できるだけ自分が管理したい	37	5	21	7	2	2			
④後見人ではなく別のの人に管理させたい	2	1					1		
⑤その他	2		1	1					
合計	57	12	27	13	2	3			

3. 調査結果 （3）後見人報酬

■ 後見人報酬の考え方（問6）と家計収支（問8）の関係（図表8-3参照）

後見人報酬の考え方の結果と家計収支の関係について分析を行った。

まず、後見人報酬の考え方について、財産基準タイプ（問6の選択肢①②）と職務基準タイプ（問6の選択肢③④）と一律定額タイプ（問6の選択肢⑤）に分類する。一方、家計収支については、前問と同様にゆとり派とカツカツ派に分類する。

結果は、ゆとり派13件のうち職務基準タイプが9件、カツカツ派40件のうち職務基準タイプが21件とそれぞれ過半数となった。当初は、ゆとり派は、財産基準タイプが多く、カツカツ派は職務基準タイプか一律定額タイプが多くなると考えていたが、結果的には家計収支に関係なく、職務基準タイプが最多となった。もっとも、現行制度と同じ問6の選択肢「①財産額の増減に応じて報酬を連動して欲しい」を支持する回答は、ゆとり派が最も多くなったことは想定される結果であった。

本調査結果が正しいとすれば、多くの人が、後見業務負担や料金表に基づく明朗会計による報酬支払を望んでいるとの仮説が検証されたとみられるが、ストックの財産状態を考慮すべき点については、前述と同様、異なる結果が得られた可能性もある。

図表8-3：後見人報酬の考え方（問6）と家計収支（問8）の関係

n=60		職務基準	財産基準	ゆとり派		カツカツ派		単位：件	
Q6（後見人報酬の考え方）	Q8（家計収支）	件数	①収支は黒字	②収支はトントン	③収支は赤字	④よくわからない	⑤複数選択		
①財産額の増減に応じて報酬を連動して欲しい		6	3	2	1				
②収入に合わせた報酬にして欲しい		11	1	4	3	1			
③後見人の業務負担を基準に決めたい		18	7	6	4				
④職務ごとの料金表が欲しい		15	2	8	3	1			
⑤制度上基本的な報酬は一律定額がよい		7		5	2				
複数選択		3		2			1		
合計		60	13	27	13	2	1		

3. 調査結果 （3）後見人報酬

■ 後見人報酬の希望金額（問7）と家計収支（問8）の関係（図表8-4参照）

後見人報酬の絶対額と家計収支の関係についてクロス集計分析を行った。

家計収支については、前問と同様にゆとり派とカツカツ派に分類する。

ゆとり派は、月額平均10,000円未満から30,000円以上まで広く分布しているのに対し、カツカツ派は、最高でも月額20,000円で、月額10,000円に集中する結果となった。収支黒字の平均値20,429円、収支トントンの平均値12,292円、収支赤字の平均値13,333円の結果を踏まえると、家計収支の状況と希望報酬額は概ね比例関係にあるとみてよいだろう。

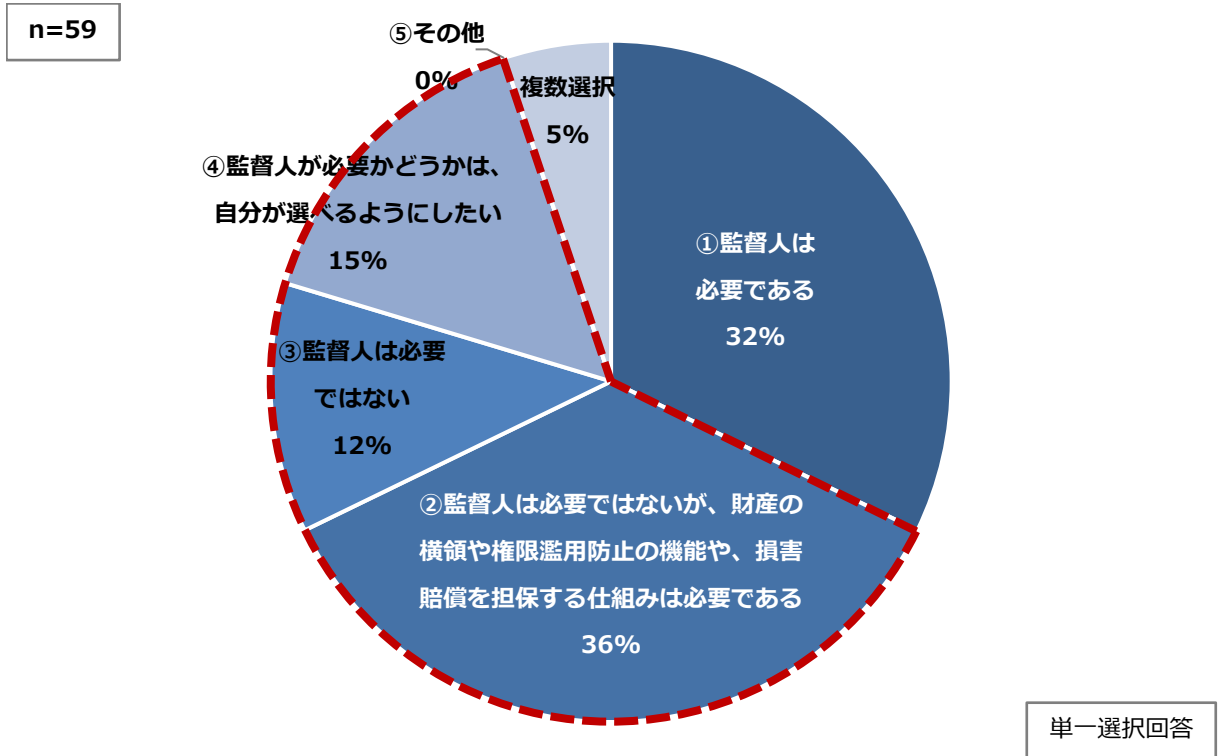
もっともカツカツ派であっても、法定後見並みに月額2万円と回答した人も見られたことから、ストックの財産状態を考慮すべき点については、前述と同様、異なる結果が得られた可能性もある。

図表8-4：後見人報酬の希望金額（問7）と家計収支（問8）の関係

n=41		ゆとり派		カツカツ派		単位：件	
Q8（家計収支）		①収支は黒字	②収支はトントン	③収支は赤字	④よくわからない	⑤複数選択	
Q7（後見人報酬の希望金額）	件数						
①10,000円未満	6	2	3	1			
②10,000円	17	1	12	4			
③約15,000円	3	1	1	1			
④約20,000円	10	2	5	3			
⑤30,000円以上	5	4					
na	20	3	7	4	2	1	
合計	61	13	28	13	2	1	

3. 調査結果 （4）監督人

図表9：監督人の要否



■ 考察

現行制度通りの選択肢①の回答が約3割みられたものの、現行制度に反対する回答が多数を占めたことは想定通りの結果であった。もっとも、「③監督人は必要ではない」の回答は12%と少数で、何らかの監督機能を求める意向が多数であり、受任者に対する一定の抑止力を求めていることがわかる。

任意後見監督人を必置機関とする現行の仕組みは重装備過ぎるのではないかとの意見は、有識者の間でも見聞される。任意後見に限らず、成年後見の利用者の多くのニーズは、見聞する限り身上保護とそれに必要な金銭管理に留まる。任意後見監督人の通常業務も定期報告における財産状況の確認に留まっていることを踏まえると、現行の運用のあり方でよいのか強く疑問を抱かざるを得ない。むしろ現行制度通りの仕組みを希望する回答者もいることから、いずれの選択肢も満たしうる制度にするためには、監督人の設置の有無や方法を契約者の意思に委ねること、すなわちオプションとする方向性が考えられる。

3. 調査結果 (4) 監督人

問10：監督人報酬の負担者

■ 質問と選択肢

あなたは、監督人の報酬は誰が支払うべきだと思いますか。当てはまるものいづれかに○
をしてください（ひとつだけ）。

□ 現行制度では、任意後見契約者本人が全額負担します。

- ①（自分が受益者なのだから）自分が払うべきだ
- ②（後見人は監督人に相談することもできるなどのメリットがあるのだから）後見人報酬の中から一定額を払うべきだ
- ③（必ず監督人を選任する制度とした以上）国が払うべきだ
- ④（特別に発生する業務以外）監督人は無報酬にすべきだ
- ⑤ その他（ ）

■ 質問の意図

本問は、任意後見監督人の報酬は誰が負担すべきと思うかを問うものである（単一選択回答）。

■ 回答結果（図表10参照）

結果は、「③国が払うべきだ」の回答が41%で最多となった。「①自分が払うべきだ」の回答が35%と次に続く。

■ 「⑤その他」回答（文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）

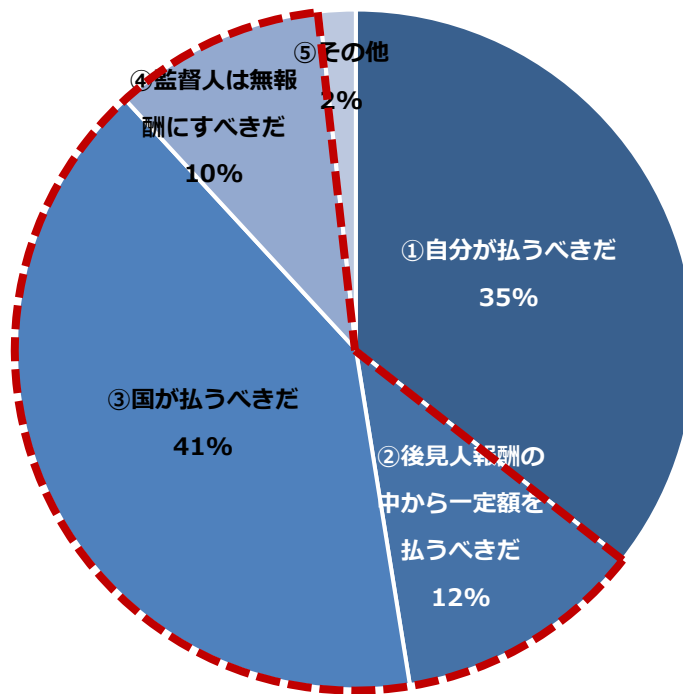
⑤その他の回答内容は、以下の通りである。

- よくわからない

3. 調査結果 (4) 監督人

図表10：監督人報酬の負担者

n=59



単一選択回答

■ 考察

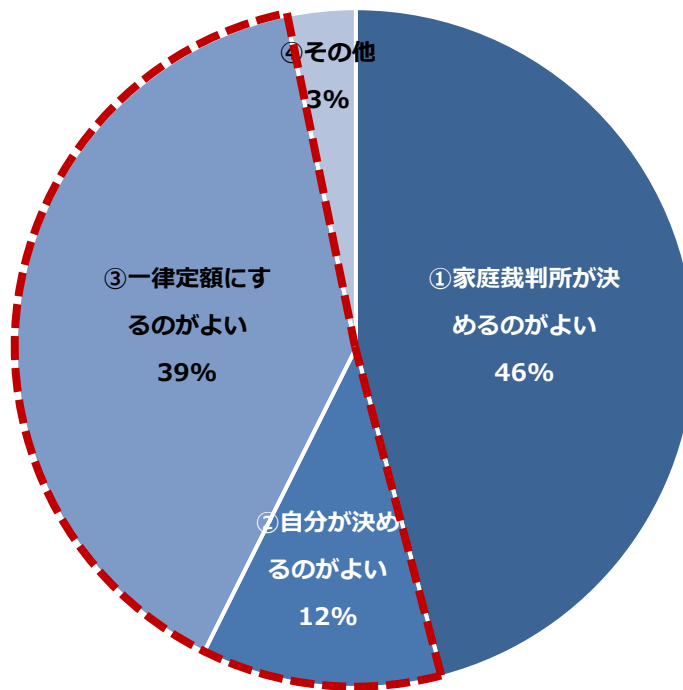
任意後見監督人の選任は、本人にとって報酬支払の負担につながることから、無報酬化・定額報酬化などの回答が大宗を占めると想定していたが、選択肢①が3割強も見られたことは想定外であった。もっとも最多回答は選択肢③であり、「④監督人は無報酬にすべきだ」の回答は実質的に選択肢③と同じであると考えれば、国が負担すべきとの回答は過半数を占める。任意後見監督人を必置機関にするのであれば、そのコストは国が負担すべきとの考え方は妥当であると考えられる。

利用者が監督人報酬を負担するのであれば、少なくとも誰を監督人に選任するか、その報酬はいくらにするかについての決定権は委任者が留保すべきである。そうでなければ、私的自治の尊重と呼ぶことはできない。一方、任意後見監督人は、家庭裁判所に報告義務があることになっているが、これもおかしいのではないか。任意後見監督人は、委任者本人のために後見人の事務を監督しているのであって、後見人の履行状況とその評価について委任者に直接報告する必要があると考える。

3. 調査結果 （4）監督人

図表11-1：監督人報酬の決定者

n=61



単一選択回答

■ 考察

本問は、任意後見監督人を必置機関とする現行の仕組みを前提にしていることから、選択肢①の回答が半数近くを占めているものと思われるが、決して過半数を超えているわけではない。選択肢②の自己決定方式と選択肢③の定額方式の合計が50%を超えていることから、現行の仕組みに反対する声の方が多いと結論付けてよいと思われる。

現行制度を是とした上で検討すべきは、誰が監督人の職務を評価し、適切な報酬金額を決定するのかということである。法定後見監督人のほとんどの職務は定期報告における財産状態の確認に留まるとの後見人の声は多数に上り、任意後見監督人の場合も同様であると見聞する。それならば、任意後見監督人よりも実効的かつ経済的負担が少ない代替的監督機能がないのか、その方策を検討すべきであろう。

3. 調査結果 （4）監督人

■ 監督人の要否（問9）と監督人報酬の負担者（問10）と監督人報酬の決定者（問11）の関係（図表11-2参照）

（4）監督人の項における3つの質問の回答結果の関係について分析を行った。

問9で「①監督人は必要」と回答した者は、監督人報酬は自己負担で、報酬額は定額方式を選択する回答が最多となった。

問9で「②監督人は必要ではないが、権限濫用防止の機能・損害賠償担保の仕組みは必要」「③監督人は不要」「④監督人の要否は自己決定」と回答した者は、監督人報酬は国負担で、報酬額は裁判所決定方式を選択する回答が最多となった。

当初の仮説では、監督人の要否・報酬に関しては、監督人の撤廃や監督人と報酬の自己決定を望む者が最多となると考えていたが、むしろ監督の仕組みを容認したうえで、リーズナブルな権限乱用防止措置を望んでいるとの仮説が成り立つ。

図表11-2：監督人の要否（問9）と監督人報酬の負担者（問10）と監督人報酬の決定者（問11）の関係

n=59

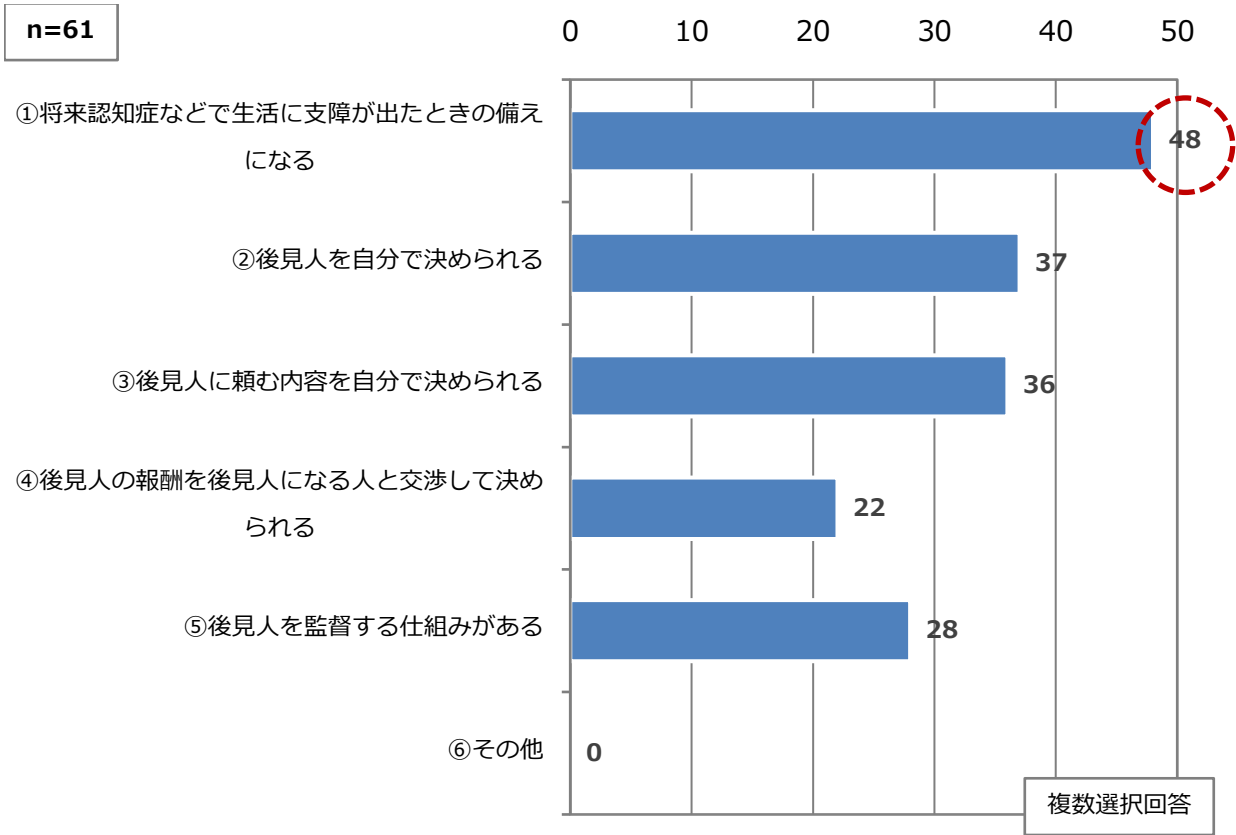
単位：件

Q9：監督人の要否		Q10：報酬負担者				Q11：報酬決定者		
	件数	①自己負担	②後見人	③国	④無報酬	①裁判所	②自己決定	③定額
①監督人は必要である	19	7	3	6	3	7	3	9
②監督人は必要ではないが、財産の横領や権限濫用防止の機能や、損害賠償を担保する仕組みは必要である	21	8	2	11		10	3	8
③監督人は必要ではない	7	2	1	3	1	4		2
④監督人が必要かどうかは、自分が選べるようにしたい	9	3		2	2	5	1	3
複数選択	3		1	2		1		1

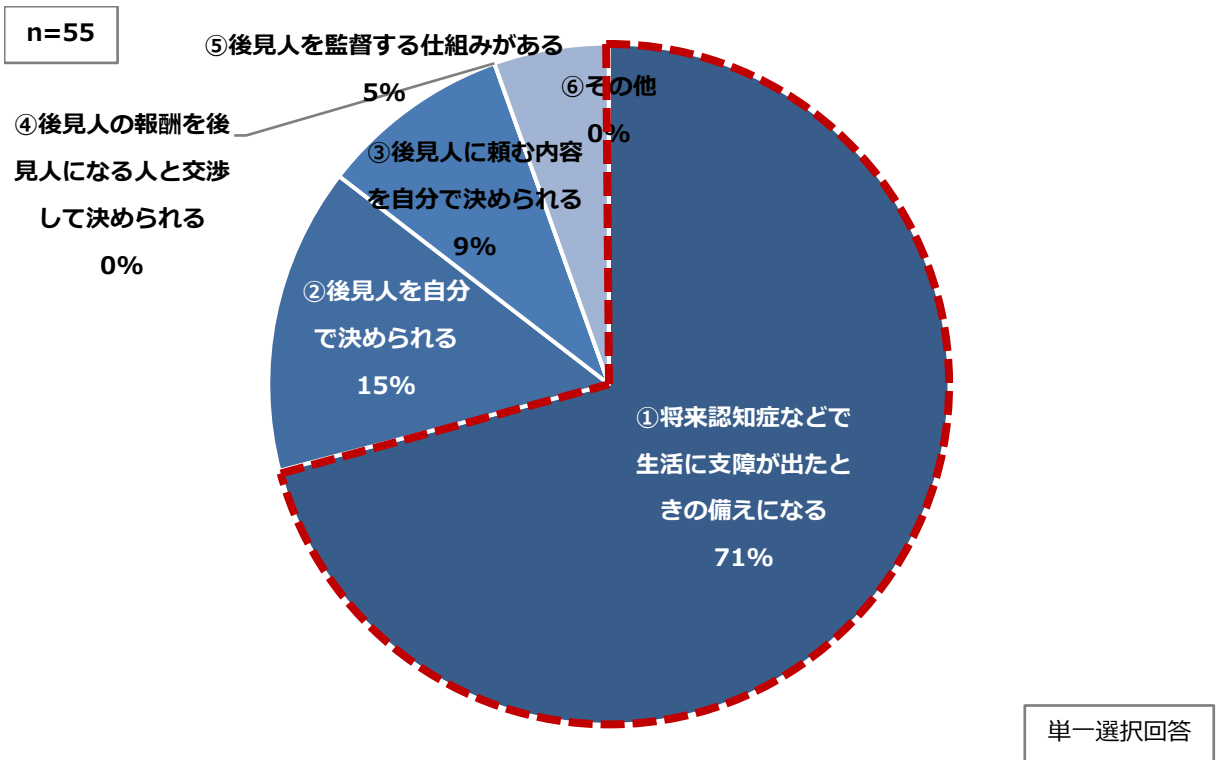
3. 調査結果 (5) 利用のメリット・デメリット

図表12-1：任意後見のメリット

単位：件



図表12-2：任意後見の最重要メリット



3. 調査結果 （5）利用のメリット・デメリット

■ 考察

当初は、法定後見と異なり、自ら交渉において決定できる後見人の選択・委任事項の内容・後見人報酬の決定の3項目が任意後見の利用メリットの上位を占めると考えていたが、将来への不安の払しょくが最多となった。最重要メリットの回答結果は、複数回答による結果がより強調される結果となった。家族の有無によって差異がみられるか分析を行ったが、特段の違いはみられなかった。

しばしば耳にする後見人の報酬の自己決定をメリットに上げる回答が最少（最重要メリットではゼロ）となったことは意外であったが、親族後見人を希望する回答が6割を超えていた影響が大きいと考えられる（問2参照）。

将来への不安の払しょくが、法定後見との相違点である3項目の自己決定を押さえて最重要メリットになったことは、任意後見契約締結への段階的アプローチの方法を考える上で非常に重要な示唆に富むものである。まだ契約締結の具体的な検討段階に進んでいない高齢者にとって、重要なポイントは将来への不安の抹消という安心感の確保であり、具体的な契約内容や条件よりも優先するということである。

実際、既に任意後見契約を締結したという回答者に話を聞いてみると、とにかく将来の不安がなくなったことが一番大きく、周囲の知人も、表情が生き活きしてきたとの発言があった。また、安心感の獲得という本問の結果に高齢者の多くは納得していた。

任意後見の利用を検討する高齢者にとって重要なポイントは将来の不安の解消・安心感の確保であり、具体的な契約内容や条件に付いて十分検討し判断した上で契約を締結しているわけではないと考えられるのである。

3. 調査結果 (5) 利用のメリット・デメリット

問13：任意後見の利用デメリット

■ 質問と選択肢

あなたは、任意後見を利用するデメリットをどのように考えますか。当てはまるものすべてに○をしてください（いくつでも）。○をした中から最も優先順位が高いものを1つ、右の□の中に☑を入れてください。

- ① 契約書を公正証書にする必要がある・費用がかかる ☐
- ② (公的書類を取寄せる等) 契約時の手間が面倒 ☐
- ③ 契約に必ず監督人がつく ☐
- ④ 監督人を自分で選ぶことができない ☐
- ⑤ 後見開始の申立の手間が面倒、申立料の費用がかかる ☐
- ⑥ 後見が開始すると後見人報酬の費用がかかる ☐
- ⑦ 後見が開始すると監督人報酬の費用がかかる ☐
- ⑧ 契約内容を簡単に変更できない ☐
- ⑨ (特に後見開始後は) 契約を簡単にやめられない ☐
- ⑩ その他 () ☐

■ 質問の意図

本問は、任意後見を利用するデメリットが何かを問うものである（複数選択回答）。さらに、その中から最も優先順位が高いものは何かを尋ねた（単一選択回答）。

■ 回答結果（図表13-1、13-2参照）

結果は、「⑨契約を簡単にやめられない」が36件で最多となった。「⑧契約内容を簡単に
変更できない」が31件と次に続く。「③契約に必ず監督人がつく」が14件で最少となった。

最重要デメリットは、「①契約書を公正証書にする必要がある・費用がかかる」が25%で最多となった。複数選択回答で最多となった選択肢⑨が僅差の23%で次に続く。選択肢⑧も18%で三位となった。

■ 「⑩その他」回答（記入回答：文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）

⑩その他の回答内容は、以下の通りである。

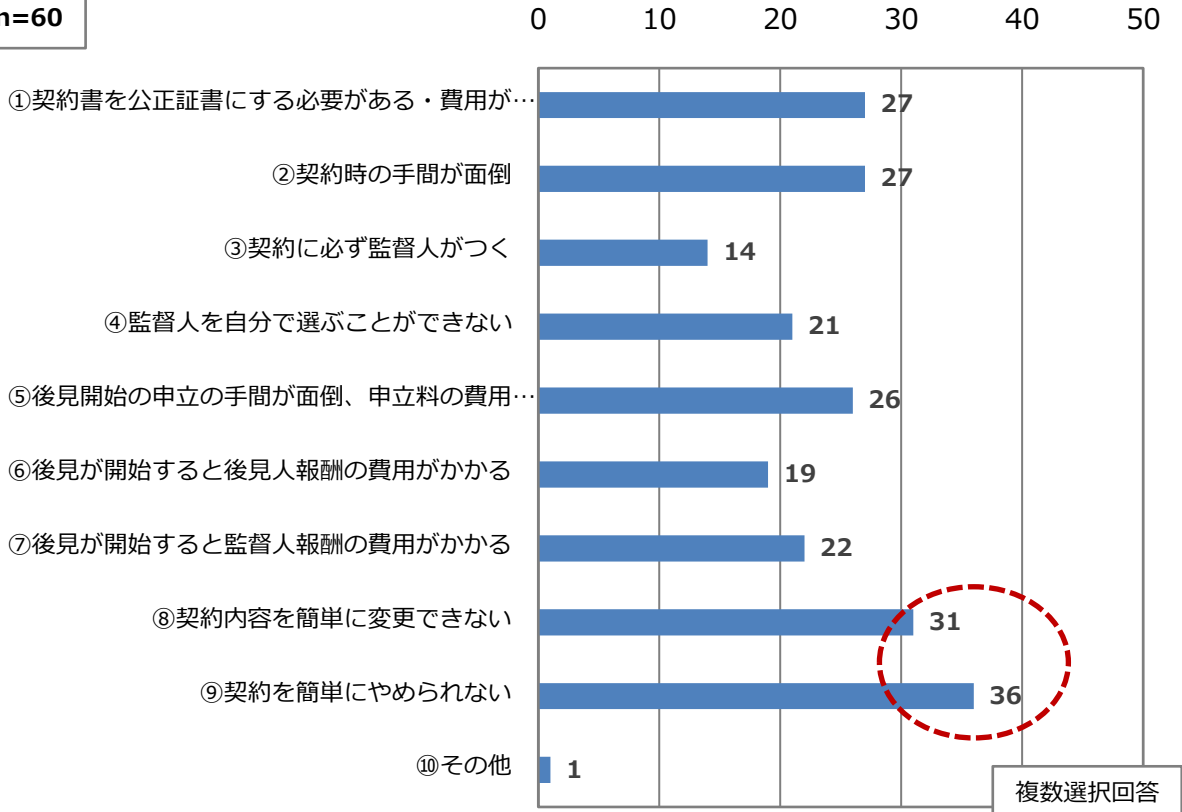
- 後見人によっては本人の意向尊重が不十分。

3. 調査結果 (5) 利用のメリット・デメリット

図表13-1：任意後見のデメリット

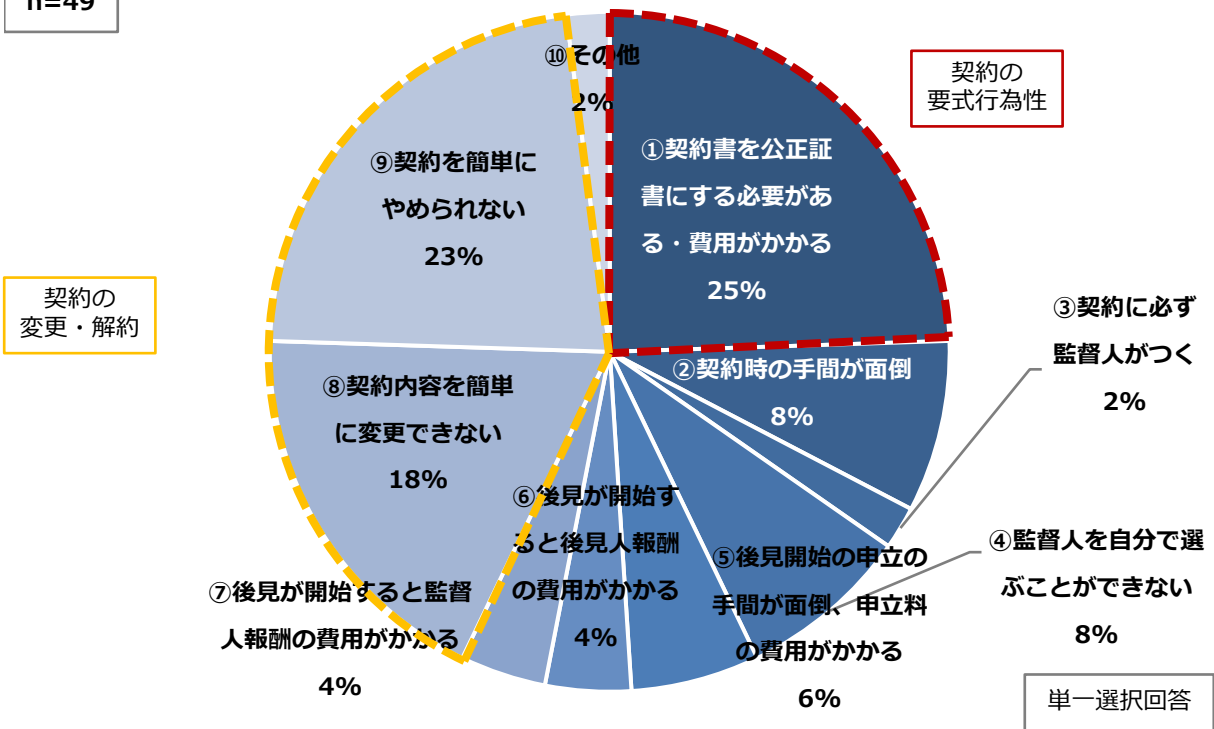
単位：件

n=60



図表13-2：任意後見の最重要デメリット

n=49



3. 調査結果 （5）利用のメリット・デメリット

■ 考察

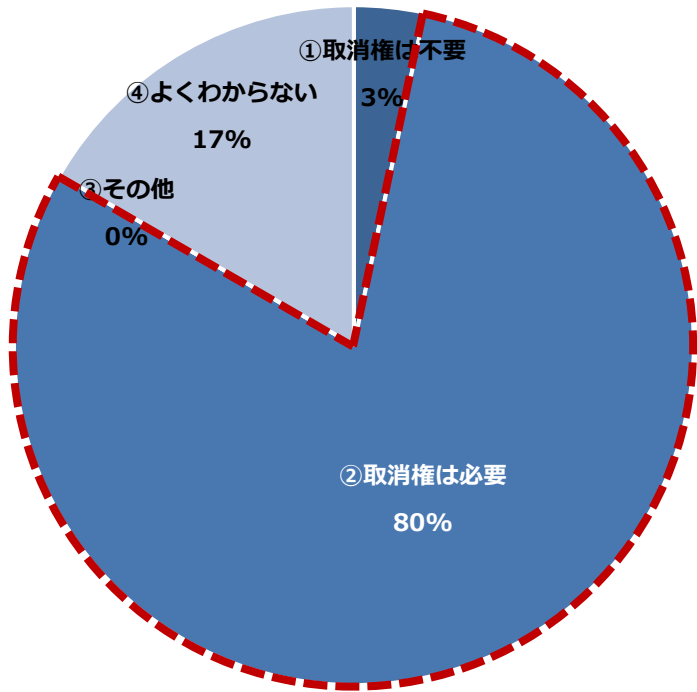
当初は、契約に関する手間や、監督人の選任や監督人報酬が上位を占めると考えていたが、選択肢①以外、むしろ契約の変更や解約などが最大のデメリットであることがわかった。家族の有無による特段の違いはみられなかったが、家族がいない者は、家族がいる者に比べて、選択肢⑨が特に多くなった。

選択肢③が最少となった理由としては、後見人の監督は、利用者本人にとってはメリットになりうることや、具体的な契約の検討に至る前の段階では、具体的なイメージが湧いていないからではないかと考えられる。

最重要デメリットでは、複数回答結果とは異なり、要式契約である任意後見の特徴が強調される結果となった。契約を公正証書にする趣旨は、契約の有効性の担保等によるが、統一的な様式が担保されるのであれば、公正証書とする必然性はないと考える。複数回答結果では上位を占めた選択肢⑨や⑧も僅差で上位を占めた点も見逃せない。契約時に将来の状態を見通して万全の準備を完了させなければならないことは、契約締結への大きなプレッシャーとなろう。

図表14：後見人の取消権

n=60



単一選択回答

■ 考察

任意後見契約の委任者は制限行為能力者ではないことから、現行法制下では任意後見人に取消権を付与する法的な根拠がない。しかし、任意後見開始後の本人は、法定後見の利用状態と同じ判断能力が不十分な状態にあって、本人保護の視点において均衡を失するのではないかと疑問が湧く。私見では、任意後見人に同意権を与えることを認容するならば、保佐人と同様「同意をすることができる者」として取消権付与を検討してよいのではないかと考える。

なお、任意後見人には民法上の取消権は与えられていないが、特定の消費者契約に基づくクーリングオフの権限行使についての代理権を付与することが実務上は行われており、日常生活におけるかなりの範囲はこれでカバーできるとも言える。

3. 調査結果 (6) 後見人の権限

問15：後見人の事前同意

■ 質問と選択肢

あなたは、任意後見開始後、後見人の事前の同意を求めたうえで、自分で契約や手続きをしたいと思いますか。当てはまるものいずれかに○を入れてください（ひとつだけ）。

❑ 現行制度では、任意後見人に同意権はありません。そのため、本人が単独で行った契約を、後になって後見人が取消すことはできません。

- ① 同意権は不要：任意後見開始後は、自分が独力で契約や手続をすることはない。後見人に同意権を与える必要はない。
- ② 同意権は必要：任意後見開始後も、独力で契約や手続をしたい。自分が不安なときもあると思うので、後見人に同意権を与えて欲しい
- ③ その他（ ）
- ④ よくわからない

■ 質問の意図

本問は、任意後見人に同意権を付与する必要があるかを問うものである（単一選択回答）。

■ 回答結果（図表15参照）

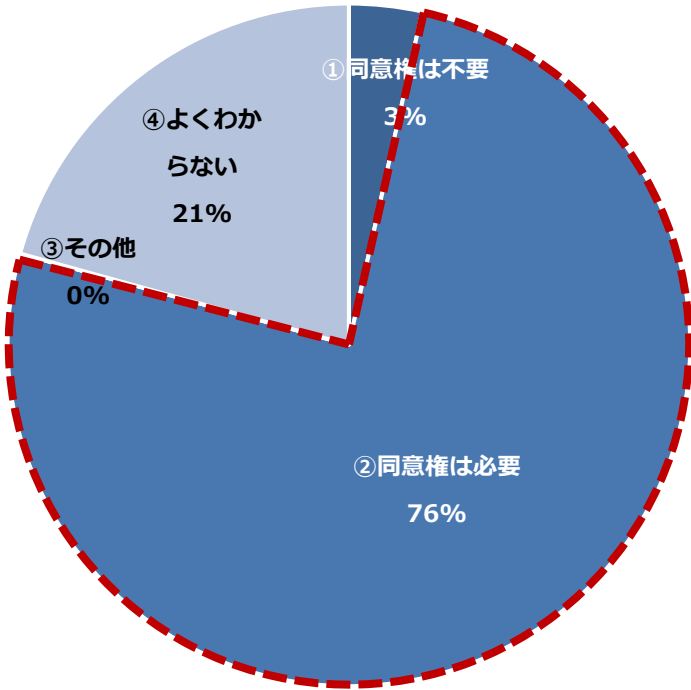
結果は、「②同意権は必要」の回答が76%で、「①同意権は不要」に大差（3%）をつける結果となった。

■ 「④その他」回答

なし

図表15：後見人の事前同意

n=58



単一選択回答

■ 考察

任意後見契約発効後も任意後見人の事前同意を得て自ら契約等を行いたいという希望は多数に上ることが見て取れた。社協職員との意見交換でも、支援の現場では、本人は助言機能（最終決定は自分で下したいが、求めに応じてアドバイスする役割）を求めているとの指摘があった。別途実施の「終活意識調査」においても、「独力でできる間は独力で頑張りたい」が高齢者の本音であることが窺える。私見では、将来判断能力が低下した場合には、同意権を付与することは私的自治の原則からも容認されると考える。

3. 調査結果 （7）制度の性質等

（7）制度の性質等

制度の性質等に関する質問は、問16：後見の開始時期、問17：制度のわかりやすさ、問18：任意後見の性質の3問である。

問16：後見の開始時期

■ 質問と選択肢

あなたは、任意後見をいつから開始したいと思いますか。当てはまるものいずれかに○をしてください（ひとつだけ）。またその理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

□ 現行制度では、認知症などで判断能力が低下した後、任意後見監督人の選任によって任意後見が開始します。

- ① 認知症と診断された後で、生活に支障が出たら後見を開始したい
- ② 認知症と診断されていなくても、生活に支障が出たら後見を開始したい
- ③ （身体機能の低下などの理由で）認知症と診断されていなくても、生活に支障が出ていなくても後見を開始したい
- ④ その他（ ）
- ⑤ よくわからない

理由（ ）

■ 質問の意図

本問は、任意後見をいつから開始させたいかを問うものである（5つの選択肢による単一選択回答）。

■ 回答結果（図表16参照）

結果は、「②認知症と診断されていなくても、生活に支障が出たら後見を開始したい」が47%で最多となった。

現行制度通りの「①認知症と診断された後で、生活に支障が出たら後見を開始したい」が23%で次に続く。「③認知症と診断されていなくても、生活に支障が出ていなくても後見を開始したい」の回答は18%となった。

■ 「④その他」回答（文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）

④その他の回答内容は、以下の通りである。

- 現状の制度のままでは不安が残る
- 契約と同時。知的障害の長男の事を考えていたので、契約したらすぐ開始したい。

3. 調査結果 （7）制度の性質等

- 選択理由（記入回答：文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）
選択理由を選択肢別に分類すると、以下の通りとなった。

A：選択肢①

- ②③がよいのだろうと思うが、なかなかできそうにない。
- 自身の判断は難しいので
- （法定）後見制度と同様に最終手段であると考えてるので。

B：選択肢②

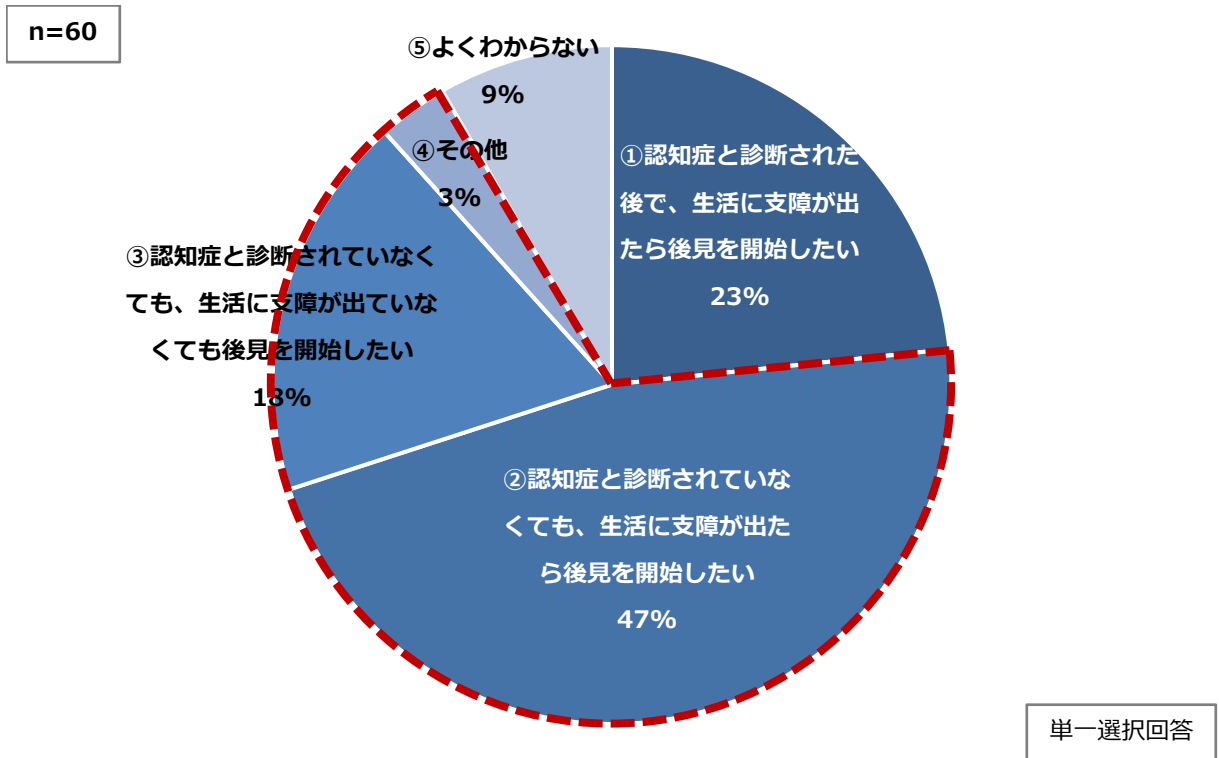
- 頭はハッキリしていても生活に支障は出ると思うので。
- 生活に支障が出るなら助けが欲しい。
- 判断能力に季節等で温度差が出ると思いますので、早めにして頂きたい。
- 障害などで自由に活動できず、誰かの支援が必要となる状況が想定される。

C：選択肢③

- タイミングがわからないが、元気なうちに考えた方が。
- 自分一人の考えでは不安。その点相談できる後見人がいる事は安心できる。

3. 調査結果 （7）制度の性質等

図表16：任意後見の開始時期



■ 考察

現行制度よりも早いタイミングでの後見開始を望む声が多くなったが、選択肢②③は、能力低下基準（判断能力の低下が後見開始の要件）とする現行制度とは異なり、生活支障基準（生活支障の有無等が後見開始の要件）とするものである。

認知症の疑いが見られる高齢者の多くは、家族等がもの忘れ外来など専門医の診察を勧めても拒否することが多く、生活に支障が出ててもそれを認識できずに放置する傾向がみられる。ある後見人の話では、任意後見の開始を勧めても、本人が自身の判断能力の低下を認めたがらないことも多く、医療・介護関係者など周囲の協力を得て同意を得ることが少なくないとのことであった。

生活支障基準であれば、能力の低下と後見の開始を切り離すことによって、身体的な原因に基づく後見の開始も認容される等、後見の開始時期や対象のオプションを広く与えることができる。判断能力の有無や十分性に拘らず、生活支援を求める段階から任意後見を発効させる仕組みに切り替えることは十分に意義が認められる。

3. 調査結果 （7）制度の性質等

問17：制度のわかりやすさ

■ 質問と選択肢

あなたは、任意後見制度をわかりやすい制度だと思いますか。当てはまるものいずれかに○をしてください（ひとつだけ）。また、その理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

① わかりやすい・どちらかと言えばわかりやすい制度だと思う

② わかりづらい・どちらかと言えばわかりづらい制度だと思う

理由（ ）

■ 質問の意図

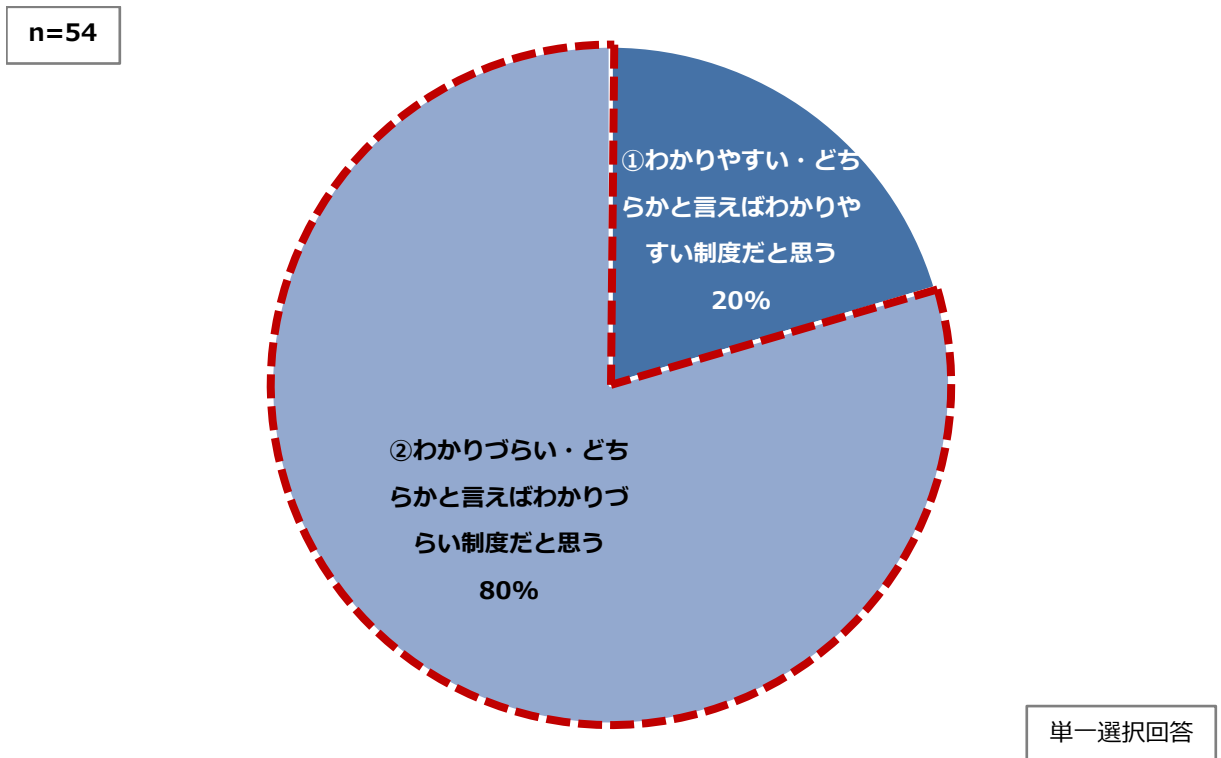
本問は、任意後見制度のわかりやすさについての意見を問うものである（単一選択回答）。

■ 回答結果（図表17参照）

結果は、「②わかりづらい・どちらかと言えばわかりづらい制度だと思う」が80%となった。

選択理由について20件の自由記入回答を得たが、うち18件は選択肢②の回答者であった（後述参照）。

図表17：制度のわかりやすさ



3. 調査結果 （7）制度の性質等

- 選択理由（記入回答：文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）
選択理由を選択肢別に分類すると、以下の通りとなった。

A：①わかりやすい

- 分かりやすく説明を以前受けた。
- 判断能力がある時に自分の尊厳を保てる状況はと考えられ、意向を信頼できるであろう人に託す（依頼）事が出来る（自分の未来？を自分で決める）。

B：②わかりづらい

- 新しいことなので何度か聞かないと理解しづらい。
- 今回講義に参加して知ることがほとんどだし、本読んだり自ら調べないと周知されない内容だと思う。
- 後見人を自分で選べるのは良いが、プロの人をどのように選べばよいのか、どこで探せばよいのか。
- お願いできることの範囲がわからない。誰に頼むか等、料金が不明瞭。
- 一人一人の状況が違うので、どれが何が良いのかわからない。事例を沢山見聞するとわかりやすい。
- まだまだ勉強する□□が知らなかったことがまだありそう。
- 後見人、親族でも毎回一定ではない考えが生じやすいのでは。
- 少しは聞いたことがあります、具体的には今日初めて知ったので、まだよく理解できていませんが、参考になりました。
- 文言等になじみがない。
- 言葉がわかりづらい（任意後見という言葉）。制度をシンプルでわかりやすくする必要あり。使い勝手をよくする必要あり。
- 私は知っている方だと思う。しかしそんな私でも全貌を知りえない。わかりづらいし周知されていないと考える。
- 全体的。
- 今一つ理解できていないところがあるので、この資料をもう一度読んで勉強したい。
- わかりづらい、使いづらい。
- 後々必要でしょうが、今は夫婦共元気なので、まだ真剣に考えられない。
- もっとシンプルに。
- 後見の必要性を感じにくい。認知症で判断能力を想像しにくい。想像したくない。
- 言葉がわかりづらい。

3. 調査結果 （7）制度の性質等

■ 考察

選択理由に関する回答結果のうち、選択肢②を選択した回答の内容は、概ね以下のように集約される。

制度理解に関するもの

- 今日初めて具体的な話を聞いたので、まだ十分に理解できない。何度か聞かないとわからない。
- 任意後見など言葉がわかりづらい。馴染みがない言葉が多い。

後見人の探索

- 後見人を自分で選べるのはよいが、どこで探してどうやって選べばよいかわからない。

委任事務の範囲

- 依頼する範囲がわからない。料金が不明瞭。

契約へのアプローチ

- 毎回考え方が変わりそう。
- 認知症後の判断能力を想像しにくい。

上記の結果は、多くの国民も大いに同意するであろう。多くの条文で法定後見を準用しているために、法定後見の説明を聞かないと任意後見の説明に辿り着かない。任意後見を学ぶ側は、2つの制度を学ばなければならないということである。さらに、士業専門職が制度を説明する機会が多くなるため、市民には馴染みのない法律用語が多くなってしまうことも見逃せない。

選択肢①を選択した者の内容を見ると、以前わかりやすく説明を受けたことや、自己選択・自己決定に基づく自己の尊厳を保持する仕組みであるという制度理解が深まっていることが窺えた。

3. 調査結果 （7）制度の性質等

問18：任意後見の性質

■ 質問と選択肢

あなたは、任意後見は公的な制度か私的な制度か、どのような制度が望ましいと考えますか。当てはまるものいずれかに○をしてください（ひとつだけ）。また、その理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

□ 現行制度は、成年後見制度の中で必要最小限の公的な関与（任意後見監督人の選任）を残す制度と位置付けられています。

A) 公的な制度：家庭裁判所や家裁が選ぶ監督人の関与がある

- ① 公的な関与を重視する（現行制度）
- ② 公的な関与を残すが、もっと簡易な方法にする

B) 私的な制度：家庭裁判所や家裁が選ぶ監督人の関与がない

- ① 公的な関与は不要だが、民間の代替的な関与の方法を必要とする（あるいは、当事者間で選ぶ）
- ② 公的な関与も民間の代替的な関与も不要

記入欄（ ）

■ 質問の意図

本問は、任意後見の性質が、公的な制度か私的な制度のどちらが望ましいと考えるかを問うものである（4つの選択肢による単一選択回答）。

■ 回答結果（図表18参照）

結果は、「A②公的な関与を残すが、もっと簡易な方法にする」が54%で最多となった。

AとBを比較すると、Aを望ましいとする回答は70%であるのに対し、Bを望ましいとする回答は11%となった。

複数選択した回答11件（19%）のうち、A②とB①の組合わせを選択した回答が6件（54%）で最多となった。組合せの結果は、以下の通り。

- A①とB①・・・2件
- A②とB①・・・6件
- A②とB②・・・1件
- B①とB②・・・2件

3. 調査結果 （7）制度の性質等

- 選択理由（記入回答：文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）
選択理由を選択肢別に分類すると、以下の通りとなった。

A：A1①

- 家族がない場合を考えると、公的な関与が必要だと思います
- 不正を誰が管理するか？やはり国が良いと思う

B：A②

- 不正がないようにある程度の決まりは必要（民間だとサギられることが増えると思う）ので。
- わかりづらい部分が多いが、簡易的にして欲しい。
- 公的な組織が入ることで安心感がある。
- これからもっと増えてくるので、良い方法がアイデアがあるのでは。
- 毎回色々な意見が出やすく、まとまりにくさがあるのでは？
- 監督人が見つからないと講座にあったが、その辺りが改善できる手段はないかと。

C：B①

- AとBの選択ができれば良いと思う。

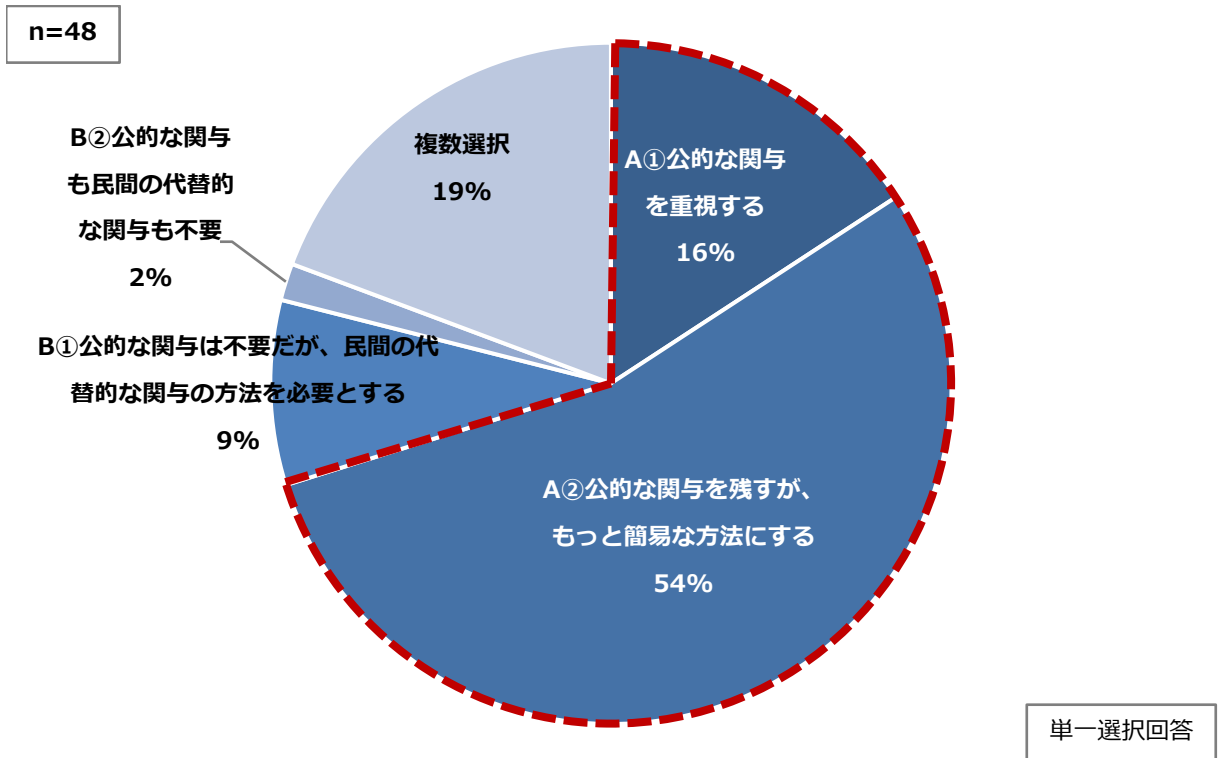
D：B②

- 制度は契約自由の原則の下で自ら設計できるべきである。必ずしもフリーハンドではなく、選択制もいい。

E：その他

- 家裁やそれらの人が選ぶ人というのが、どんな人なのかイメージがわかりませんが。

図表18：任意後見の性質



■ 考察

当初は、A②とB①が拮抗するのではないかと考えられたが、A②を支持する回答が過半を占めた。選択理由を見ると、Aを支持する回答では、公的な組織が入ることへの安心感を挙げる声がある一方、もっと簡易的な仕組みにして欲しいとの声がみられた。Bを支持する回答では、公的な制度か私的な制度かを選択できるのがよいという声や、契約自由の原則の下で自ら設計できる制度であるべきとの声も上がった。

私見は、能力補完から生活支援へという基本的なコンセプトの転換を主張するものであるが、公的な制度であれ私的な制度であれ、柔軟性のある使い勝手のよい制度であることが不可欠である。任意後見は、画一的な仕組みではないことを最大のアピールポイントにしなければ法定後見との差異は見いだせない。

3. 調査結果 （8）利用意向・任意後見に対する気持ちや考え

（8）利用意向・任意後見に対する気持ちや考え

■ 質問と選択肢

あなたは、将来任意後見を利用したいと考えますか。また任意後見や成年後見に対するあなたの考えをお聞かせください。（ ）内に自由にご記入ください。
記入欄（ ）

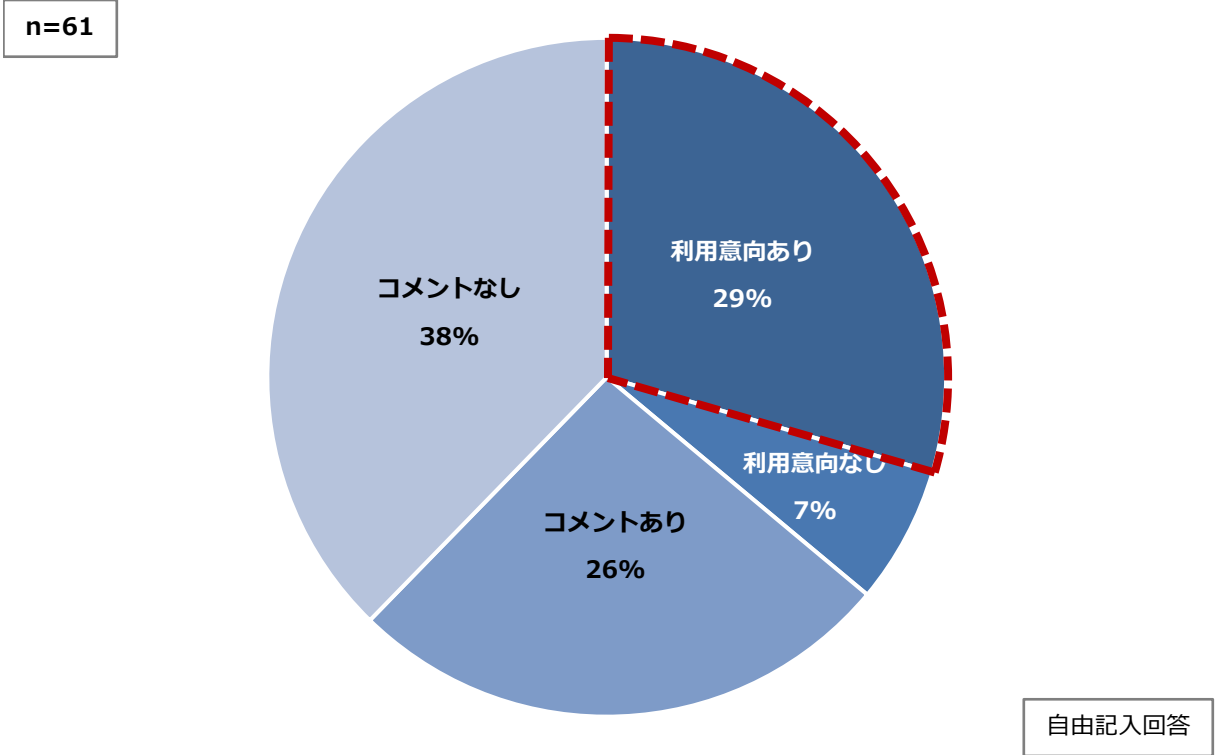
■ 質問の意図

本問は、将来、任意後見の利用意向があるか、また任意後見や法定後見に対する考えを問うものである（自由記入回答）。

■ 回答結果（図表19参照）

回答者数の72%から記入回答を得た（回答結果は後述）。
明確に利用意向ありと判断できる回答は29%、逆に利用意向なしと判断できる回答は7%に留まった。
利用意向ありの回答の中には、子供がいなかったためや、死後事務委任を希望するといった声があがった。また制度設計上、多数のオプションを望むといった声も見られた。

図表19：利用意向・任意後見に対する考え



3. 調査結果 (8) 利用意向・任意後見に対する気持ちや考え

- 自由記入回答（文字が不明等の場合や固有名詞の場合は□で伏字とした）
回答結果を利用意向の有無やその他に分類すると、以下の通りとなった。

A：利用意向ありと考えられる回答

- 利用意向あり。
- 将来利用させていただきたい。
- 将来利用したいと考えます。
- 将来的に任意後見を利用したいと思います。
- 将来利用したい。
- 任意後見は利用したいと考えています。手続は大変ですが、将来のことを考えれば必要と思います。ただし悪用されないことを望みます。
- 利用したいと思います。自分のことがいないため。
- 利用したいと思っている。特に死後事務について。
- 今は自分のことではなく叔母に対して利用したい。子供がいないので自分のことでも利用したい。
- 将来任意後見を利用したい。任意後見・成年後見について理解が難しい。具体的事例をもとに説明して欲しい。
- 希望します。
- 子供がいないため、必要と考えています。ただ、今まで全く知らない制度だったため、今回勉強させていただき、将来を考えることができました。もっとこの制度を広めるべきと思います。
- おひとりさまの身であることから、だぶん任意後見は必要になると思う。もう少しわかりやすく利用しやすくしてほしい。
- 勉強不足で難しいところ（理解していないところ）もありましたが、将来は利用したいと考えています。（帰ってから頂いた資料をよく目を通してみます）ありがとうございました。
- 必ず利用すると思います。信託についても誤解していましたから、もう一度勉強させていただきます。
- 任意後見を利用したいと思っている。明日は我が身、いつも思っています。残された者が困らないよう最低限やるべき事は少しでも元気なうちに備えておこうと考えています。本日は貴重なお話、誠にありがとうございました。
- 後見人を利用したいと思います。まだハッキリと勉強不足のため不明ですが、勉強したいと思います。
- 任意後見を利用したいと思うが、複雑が先に立ってしまい、立ち止まっている。
- 必要だと思う。利用している。

3. 調査結果 (8) 利用意向・任意後見に対する気持ちや考え

B：利用意向なしと考えられる回答

- 正直なるべく利用しないようにしたい。
- 現状利用する予定はない。
- 子供が6人いるのでいらない。
- できる限り利用したくない。

C：その他回答

- 自分としては遺言を残し、生活ができなくなる前に子供達に託したいと思っている。
- いつか利用する日が来るとは思うが、現在の少子化で福祉サービスが維持できるとは思わないので、その頃どうなっているか次第です。依頼できるような平和な生活が続いているといいのですが。
- 任意後見を始めて学び、今の自分にも身近で、もう少し勉強してみたいと思いました。将来の子供たちに面倒がかからないようにする、一つの選択肢だと理解できました。ありがとうございました。
- 任意後見に対してもう少し知りたいと思いました。
- 今日の講座を申し込んだ後に、実際に親の後見人申立ての委任？を弁護士さんにしました。前後してしまいましたが、参考になりました。有難うございました。
- わかりやすい講義をありがとうございます。これから勉強していきたいと思います。
- 上手く利用できればいいが、自分がいつ認知症になるのか、よくわからないので、あまり上手に利用できるとは思わない。
- 自分で頭も体もどうにかやっていけるのならば必要ないが。自分一人では生活できない場面が出てきたならば致し方なく誰かに助けてもらわなければならないかもしれない。信頼できる人に頼めたら良いが、その年齢になった時、適任の人がいるとは思えない。公的に助けられたら、それはそれで致し方なく、誰かのお世話にならなければならないのが現実かもしれない。
- 必要な制度にならざるを得ないだろう。
- 後見制度が不通になるとよい。特別のものでなく。よりよい制度になっていくことを希望する。
- 制度として任意後見契約制度にも多数のオプションがあるべきで、最大限の自由設計にすべきと考える。
- まだわからない。
- まだまだ未成熟なところがあるのかなあと思われました。でも、独居の方、高齢の方は、増えていることと思います。家族間の信頼はかけがえもなく、大事な事です。だからこそ、認知機能の衰えてしまったとしても、自分らしく安心して、この世をまっとうしたい。安心して老いを迎えられる社会であってほしいと思います。民間で施設入所などの保証人になってくれる団体など広告チラシでみかけることもあり、切実な問題かと思われます。

3. 調査結果 （8）利用意向・任意後見に対する気持ちや考え

- 任意後見人と任せられる団体があるのか、どのように調べたらいいのか、最終的には信頼できる人、団体がいるかどうかが問題となります。
- 生活を規制したり、しばられたりするものでなく、暮らしを守ってくれる制度であって欲しい。
- 今現在は考えていないが、いずれは財産的管理は誰かに託さなければならないと考えており、その為には事前に自分はどうしたいかをくり返し話し合わなければならないと思っている。しかし家族にその理解がなされていない。任意後見や成年後見制度は人の権利を守る為の重要な制度だと思っている。

■ 考察

講座参加者であるから当然とはいえ、参加者の約3割が明確に利用したいという意向が確認できたことから考えると、任意後見の潜在市場は一定程度存在するとみてよいだろう。これまで広報周知・普及啓発をなおざりにしていた国や自治体は、それこそが「必要最小限の公的な関与」かつ最大の責務と受け止めるべきである。

記入回答からだけでは、任意後見の利用を希望しないという理由が不明確であった。利用したくないという高齢者がいる場合には、個別のヒアリング等によってその理由を収集し、調査を補完する必要があると受け止めている。

4. 調査結果のまとめ

4. 調査結果のまとめ

多数回答を踏まえた調査結果の主な要点は以下の通りである。

① 後見人の選任

委任者本人への理解を重要視しつつも、基本的に親族による単独受任を希望している。
(問1・問2・問3)

② 将来の困りごとと制度の射程距離

現行制度では後見人の職務・権限外とされる生活支援、身元保証、医療同意、死後事務委任の4つの行為を将来の困りごとと捉えている。(問4)

③ 財産管理の主体

後見開始後の財産管理は、本人主導を望んでいる。(問5)
家計収支カツカツ派は、ゆとり派に比べて自分で財産管理をしたいという意向が強い。
(問5×問8)

④ 後見人報酬

職務基準が最多であるが、財産基準、一律定額の意向も見られる。(問6)
報酬金額は、月額1万円以下を希望している。(問7)

⑥ 監督人の要否

監督人は不要だが不正防止機能や損害填補の仕組みが必要であると考えている。(問9)

⑦ 監督人の報酬

監督人報酬は国が負担すべきであると考えている。(問10)
報酬金額は家庭裁判所が決定すべきとの考えが最多であるが、一律定額など反対意見が過半となった。(問11)

⑧ 利用のメリット・デメリット

生活の支障が発生した時の安心を最大メリットと考えている。(問12)
契約の要式行為性、契約の変更・解約手続きの硬直性をデメリットと考えている。(問13)

⑨ 後見人の権限

任意後見人には取消権と同意権を与えるべきと考えている。(問14・問15)

⑩ 後見の開始時期

認知症と判断されていなくても、生活に支障が発生した段階で後見を開始したいと考えている。(問16)

⑪ 制度のわかりやすさ

任意後見制度はわかりづらい・用語も難しいなどの声が聞かれた。(問17)

⑫ 任意後見の性質

任意後見監督人よりも簡易な形での公的な制度を望んでいる。(問18)

⑬ 利用意向

3割の人が利用意向を持っている。(利用意向・任意後見に対する気持ちや考え)

2025年3月3日 初版

調査票等

「任意後見利用二一ズ」調査

2. 誰を後見人にしたいか伺います。

（後見人を選ぶ基準）

問1：あなたが後見人を選ぶうえで重要視する要素は何ですか。当てはまるものすべてに○をしてください（いくつでも）。○をした中から最も優先順位が高いものを1つ、右の□の中に☑を入れてください。

□ 現行制度では、自分が任意後見人を決めることができます。

- ① 身近な相談相手である・誠実で親身になってくれる □
- ② 自分のことをよく理解してくれている・自分の意見や考え方を常に尊重してくれる □
- ③ 後見人としての専門的な知識や経験・能力がある □
- ④ 家族や親族である □
- ⑤ その他（ ） □

（後見人の指名）

問2：あなたは、誰に後見人を頼みたいですか。当てはまるものいづれかに○をしてください（ひとつだけ）。また、その理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

□ 現行制度では、原則として誰でも後見人になることができます。後見人に必要な資格などはありません。

- ① 親族（子ども・孫、兄弟姉妹、甥姪など）
- ② 親族以外の士業専門職（弁護士・司法書士、社会福祉士、行政書士・社会保険労務士など）
- ③ その他個人・法人（友人・知人、市民後見人、社会福祉協議会、NPO など）

理由

--

「任意後見利用二一ズ」調査

（後見人の役割分担）

問3：あなたは、一人の後見人にすべて頼むか、複数の後見人に役割分担をして頼むか、どちらを望みますか。当てはまるものい
ずれかに○をしてください。また、その理由は何ですか。（ ）
内に自由にご記入ください。

□ 現行制度では、任意後見人の人数に制限はありません。複数人が共同で
業務を行うことも、役割分担して業務を行うこともできます。

- ① 一人の人にすべてを頼みたい
- ② できれば一人に頼みたいが、（知識や能力が不足しているな
ど）難しい場合には複数の人に頼んでもよい
- ③ 一人の後見人ではなく、（身の回りの支援と財産管理は別にす
るなど）役割を分担して、複数の人に頼みたい
- ④ その他（ ）

理由

「任意後見利用二一ズ」調査

3. 後見人に何を頼みたいか伺います。

(頼みごと)

問4：あなたは、任意後見開始後、後見人にどのようなことを頼みたいですか。頼みたいことがあれば、() 内に自由にご記入ください(別紙の「代理権目録」の中で頼みたくないことがあれば、記入欄に番号をご記入ください(いくつでも))。

☐ 現行制度では、所定の様式に沿って代理権目録を作成します。

記入欄

--

また、以下の①～④の行為について、将来困りごとが生じると思いますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

困りごとの有無

☐ 現行制度では、以下の行為は後見人の職務外の行為とされています。

- ① 見守り、外出時や通院時の付添い・同行など(契約以外の行為)
- ② 賃貸住宅の賃借時、入院や施設入居時の身元保証(債務保証)
- ③ (ご自身で意思表示ができない場合の) 検査・手術・延命措置等の医療行為に関する同意
- ④ 死亡後の葬儀や納骨、遺品整理などの事務(死後事務)

(後見人に任せる財産管理の範囲)

問5：あなたは、任意後見開始後、預貯金や有価証券・不動産などの財産管理を後見人に任せることについてどのように考えますか。当てはまるものいずれかに○を入れてください(ひとつだけ)。またその理由は何ですか。() 内に自由にご記入ください。

☐ 現行制度では、任意後見人に委託する職務は「自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部」とされています。

「任意後見利用二ーズ」調査

- ① すべて後見人に管理して欲しい（自分は管理したくない）
- ② できるだけ後見人に管理して欲しい（基本的には後見人に管理して欲しいが、自分もある程度の財産は管理したい）
- ③ できるだけ自分が管理したい（自分で管理できる財産は自分で管理したい。後見人には限定して管理させたい）
- ④ 後見人ではなく、別の人に管理させたい（別の受任者や信託の受託者など後見人以外の人に管理させたい）
- ⑤ その他（ ）

理由

--

「任意後見利用二一ズ」調査

4. 後見人にいくらで頼みたいか伺います。

（後見人報酬の考え方）

問6：あなたは、後見人の報酬について、どのように考えますか。

当てはまるものいづれかに○を入れてください（ひとつだけ）。

またその理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

- ① 財産額の増減に応じて報酬を連動して欲しい（財産が少なくなってきたら報酬を下げて欲しい）
- ② 収入に合わせた報酬にして欲しい
- ③ 後見人の業務負担を基準に決めたい（業務負担に合わせた報酬にして欲しい）
- ④ 職務ごとの料金表が欲しい（予算に応じて頼みごとを決められるようにしたい）
- ⑤ 制度上基本的な報酬は一律定額がよい

理由

--

（後見人報酬の希望金額）

問7：あなたは、問4の頼みごとで任意後見契約を締結する場合、

後見人報酬の金額はいくらを希望しますか。（ ）内に金額をご記入ください。月額あるいは年額でお答えください。

（ ）円（月額）／（ ）円（年額）

（家計の収支状況）

問8：あなたの直近1年間の「家計収支」はどのような状況ですか。当てはまるものいづれかに○をしてください（ひとつだけ）。

※「家計収支」は「収入－支出」の差額です。「収入」には、公的年金や企業年金のほか、株式等の配当収入や不動産の収入等を含みます。「支出」には、食費・水道光熱費・住居費・医療介護費・被服費・交通費・娯楽費等を含みます。

「任意後見利用二ーズ」調査

- ① 収支は黒字・・・かなり余裕がある（預貯金は増えている）・さほど余裕はない（預貯金は微増）
- ② 収支はトントン
- ③ 収支は赤字・・・余裕はない（預貯金は微減）・かなり厳しい（預貯金を大幅に取り崩している）
- ④ 収支の状況は、よくわからない

「任意後見利用二一ス」調査

5. 監督人のあり方について伺います。

(監督人の要否)

問 9 : あなたは、後見人が契約通り適正に仕事をしているか、後見人を監督する監督人が必要だと思いますか。当てはまるものい
ずれかに○をしてください (ひとつだけ)。

☐ 現行制度では、任意後見監督人は、後見人の債務不履行の有無や横領等の不正防止がないか監督し、本人と利益が相反する行為を行う場合には、本人の代理人となります。また、職務の状況について、家庭裁判所に定期的に報告します。後見人は、職務上の判断について監督人に相談し、連絡・報告することができます。

- ① 監督人は必要である
- ② 監督人は必要ではないが、財産の横領や権限濫用防止の機能や、損害賠償を担保する仕組みは必要である
- ③ 監督人は必要ではない (自分で選んだ後見人を信頼している)
- ④ 監督人が必要かどうかは、自分が選べるようにしたい
- ⑤ その他 ()

(監督人報酬の負担者)

問 10 : あなたは、監督人の報酬は誰が支払うべきだと考えますか。
当てはまるものい
ずれかに○をしてください (ひとつだけ)。

☐ 現行制度では、任意後見契約者本人が全額負担します。

- ① (自分が受益者なのだから) 自分が払うべきだ
- ② (後見人は監督人に相談することもできるなどのメリットがあるのだから) 後見人報酬の中から一定額を払うべきだ
- ③ (必ず監督人を選任する制度とした以上) 国が払うべきだ
- ④ (特別に発生する業務以外) 監督人は無報酬にすべきだ
- ⑤ その他 ()

(監督人報酬の決定)

問 11 : あなたは、監督人の報酬は誰が決めるべきだと考えますか。
当てはまるものい
ずれかに○をしてください (ひとつだけ)。

☐ 現行制度では、監督人の報酬は、監督人の申立に従い家庭裁判所が金額を決定します。

「任意後見利用二一ズ」調査

- ① 家庭裁判所が決めるのがよい（公平感がある）
② 自分が決めるのがよい（任意後見契約で決める）
③ 一律定額にするのがよい（法令で業務と報酬額を定める）
④ その他（ ）

「任意後見利用二一ズ」調査

6. 任意後見のメリット・デメリット、後見人の権限について伺います。

(メリット)

問 12：あなたは、任意後見を利用するメリットをどのように考えますか。当てはまるものすべてに○をしてください（いくつでも）。○をした中から最も優先順位が高いものを1つ、右の□の中に ☒ を入れてください。

- ① 将来認知症などで生活に支障が出たときの備えになる ☐
- ② 後見人を自分で決められる ☐
- ③ 後見人に頼む内容を自分で決められる ☐
- ④ 後見人の報酬を後見人になる人と交渉して決められる ☐
- ⑤ 後見人を監督する仕組みがある ☐
- ⑥ その他（ ☐ ） ☐

(デメリット)

問 13：あなたは、任意後見を利用するデメリットをどのように考えますか。当てはまるものすべてに○をしてください（いくつでも）。○をした中から最も優先順位が高いものを1つ、右の□の中に ☒ を入れてください。

- ① 契約書を公正証書にする必要がある・費用がかかる ☐
- ② （公的書類を取寄せる等）契約時の手間が面倒 ☐
- ③ 契約に必ず監督人がつく ☐
- ④ 監督人を自分で選ぶことができない ☐
- ⑤ 後見開始の申立の手間が面倒、申立料の費用がかかる ☐
- ⑥ 後見が開始すると後見人報酬の費用がかかる ☐
- ⑦ 後見が開始すると監督人報酬の費用がかかる ☐
- ⑧ 契約内容を簡単に変更できない ☐
- ⑨ （特に後見開始後は）契約を簡単にやめられない ☐
- ⑩ その他（ ☐ ） ☐

「任意後見利用ニーズ」調査

（後見人の取消権）

問 14：あなたは、任意後見開始後も独力で契約や手続を行うことはできますが、認知機能の低下に伴って無用の契約をしてしまったとしても、後見人は契約を取消すことができません。この点、あなたはどのように考えますか。当てはまるもののいずれかに○を入れてください（ひとつだけ）。

❑ 現行制度では、任意後見人に取消権はありません。ただしクーリングオフ対象の契約については、クーリングオフに基づく取消の代理権を与えておくことで、任意後見人が取消権を行使できます。なお、法定後見の場合は、後見人が契約の取消を行うことができます。

- ① 取消権は不要：任意後見開始後は、自分が独力で契約や手続きをすることはない。後見人に取消権を与える必要はない
- ② 取消権は必要：任意後見開始後も、独力で契約や手続きをしたい。うっかり不要な契約や手続きをしてしまう恐れもあるので、後見人に取消権を与えたい
- ③ その他（ ）
- ④ よくわからない

(後見人の事前同意)

問 15：あなたは、任意後見開始後、後見人の事前の同意を求めたうえで、自分で契約や手続きをしたいと思いますか。当てはまるものいずれかに○を入れてください（ひとつだけ）。

❑ 現行制度では、任意後見人に同意権はありません。そのため、本人が単独で行った契約を、後になって後見人が取消すことはできません。

- ① 同意権は不要：任意後見開始後は、自分が独力で契約や手続をすることはない。後見人に同意権を与える必要はない。
- ② 同意権は必要：任意後見開始後も、独力で契約や手続をした
い。自分が不安なときもあると思うので、後見人に同意権を与
えて欲しい
- ③ その他（ ）
- ④ よくわからない

「任意後見利用二一ズ」調査

7. 任意後見の開始時期について伺います。

（後見の開始時期）

問 16：あなたは、任意後見をいつから開始したいと思いますか。当
てはまるものいづれかに○をしてください（ひとつだけ）。また
その理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

☐ 現行制度では、認知症などで判断能力が低下した後、任意後見監督人の
選任によって任意後見が開始します。

- ① 認知症と診断された後で、生活に支障が出たら後見を開始したい
- ② 認知症と診断されていなくても、生活に支障が出たら後見を開始したい
- ③ （身体機能の低下などの理由で）認知症と診断されていなくても、生活に支障が出ていなくても後見を開始したい
- ④ その他（ ）
- ⑤ よくわからない

理由

--

「任意後見利用二一ズ」調査

8. さいごに

(制度のわかりやすさ)

問 17：あなたは、任意後見制度をわかりやすい制度だと思いますか。当てはまるものいづれかに○をしてください（ひとつだけ）。また、その理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

- ① わかりやすい・どちらかと言えばわかりやすい制度だと思う
- ② わかりづらい・どちらかと言えばわかりづらい制度だと思う

理由

--

(任意後見の性質)

問 18：あなたは、任意後見は公的な制度か私的な制度か、どのような制度が望ましいと考えますか。当てはまるものいづれかに○をしてください（ひとつだけ）。また、その理由は何ですか。（ ）内に自由にご記入ください。

☐ 現行制度は、成年後見制度の中で必要最小限の公的な関与（任意後見監督人の選任）を残す制度と位置付けられています。

A) 公的な制度：家庭裁判所や家裁が選ぶ監督人の関与がある

- ① 公的な関与を重視する（現行制度）
- ② 公的な関与を残すが、もっと簡易な方法にする

B) 私的な制度：家庭裁判所や家裁が選ぶ監督人の関与がない

- ① 公的な関与は不要だが、民間の代替的な関与の方法を必要とする（あるいは、当事者間で選ぶ）
- ② 公的な関与も民間の代替的な関与も不要

記入欄

--

「任意後見利用二ーズ」調査

（利用意向・任意後見に対する気持ちや考え）

あなたは、将来任意後見を利用したいと考えますか。また任意後見や成年後見に対するあなたの考えをお聞かせください。（ ）内に自由にご記入ください。

記入欄

アンケートはこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

法律が定める代理権目録

- ① 財産の管理・保存・処分（不動産の賃貸契約・売却等）
- ② 金融機関とのすべての取引（口座開設・借入・振込等）
- ③ 定期的な収入（年金や家賃等）の受取り・定期的な費用（家賃・公共料金・保険料等）の支払い
- ④ 生活費の持参・日用品等の購入
- ⑤ 相続関連（遺贈・遺産分割協議・寄与分申立て・遺留分侵害額の請求等）
- ⑥ 保険契約の締結等・保険金の受取り
- ⑦ 登記済権利証・印鑑・通帳・キャッシュカード・その他重要書類の保管・各種手続き等
- ⑧ 税金の申告・納付
- ⑨ 要介護認定の申請・承認・異議申立て
- ⑩ 介護契約・福祉サービス利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- ⑪ 介護・福祉関係施設の入所契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- ⑫ 福祉関係の措置の申請及び異議申立て
- ⑬ 居住用不動産の購入・処分、借地借家契約の締結・変更・処分
- ⑭ 医療契約・入院契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- ⑮ ①～⑭に関して生じる紛争処理の裁判外手続・和解・仲裁契約等
- ⑯ ①～⑮に関して生じる紛争処理の弁護士への訴訟に関する委任
- ⑰ ①～⑯の事務に関する復代理人の選任・事務代行者の指定
- ⑱ その他①～⑰に関連する一切の事項

任意後見制度の概要

任意後見制度の概要・手続の流れを下記の通りまとめました。アンケートにご回答いただくうえで、ご参考になさってください。

① 任意後見とは・・

任意後見とは、将来、認知症などで判断能力が衰えてしまった時に、自分に代わって、様々な契約や手続、財産の管理などを行ってもらえるように、あらかじめ自分が選んだ人と公正証書で契約しておく制度です。

② 任意後見人とは・・

任意後見人とは、自分の気持ちを確認・尊重しながら、安心して暮らせるように、一緒に考えてくれる人です。自分のために、必要な介護サービスや施設入所の契約をしたり、入院手続、年金の受取手続、資産の管理、家賃や入院費の支払いなど日常生活に関わる支援を行います。

③ 任意後見人の報酬・・

任意後見人の報酬は、活動の対価として、ご自身の財産の中から報酬を支払います。金額は事前の話し合いによって、あらかじめ任意後見契約において定めます（無償とすることも可能）。報酬を支払うのは、実際に任意後見人の活動が開始してからとなります。

④ 契約手続の流れ・・

まず、自分が任意後見人を任せたい人を決め、契約内容を決めます。契約書ができたら、任意後見人を任せたい人と一緒に公証役場に出向いて、公正証書にすれば、契約手続は完了です。

⑤ 契約書の内容・・

契約書には、「誰に頼むか」「何を頼むか」「いくらで頼むか」について任意後見人と合意したことを定めます。公正証書の作成にあたっては、戸籍謄本や住民票などの公的書類の取得や公正証書の作成費用がかかります（およそ数万円）。

⑥ 契約手続完了後の流れと任意後見の開始・・

契約手続が済んでも、ご自身が独力で生活できる間は見守り期間となり、任意後見は始まりません。認知症などでご自身の判断能力が低下し、日常生活に支障が出て困るようになったら、任意後見が始まります。

⑦ 任意後見の開始の手続・・

任意後見を開始するときは、家庭裁判所に対し、任意後見監督人を選任するよう申立てを行います。申立にあたっては、判断能力が低下したことを明らかにするために、医師の診断書を取得します。ご自身のほか、任意後見人の予定者、ご親族などが申立人となって手続を行います。家庭裁判所は、ご自身や任意後見人の予定者等に事情を聞いたうえで、任意後見監督人を決定します。

⑧ 任意後見監督人とは・・

任意後見監督人とは、ご自身が選んだ任意後見人が、契約で定めた通りに活動しているかどうかを確認する人です。任意後見監督人は、任意後見人の業務の遂行状況について、定期的に家庭裁判所に報告を行います。任意後見監督人に対しては、家庭裁判所が報酬を決定し、年に一度、ご自身の財産の中から報酬を支払われます（金額は事案によって異なります）。

その他の留意点

⑨ 任意後見開始前の支援・・

任意後見開始前の見守り期間は、ご自身は判断能力があるため、任意後見人は、任意後見契約に基づく活動はできません。しかし、病気や入院などの事情でご自身が外出できず、独力では手続や契約をできない場合があります。そこで、任意後見契約と一緒に、任意後見人を任せたい人との間で見守り委任契約や財産管理委任契約を結んでおいて、代理人として手続をしてもらうことができます。

⑩ 死亡による任意後見終了後の支援・・

あなたが亡くなった時は、任意後見契約は終了します。任意後見人は、契約終了後の必要最小限のことしかできません。しかし、親族など身寄りのない人の場合、葬儀や納骨、行政機関への届け出や契約の終了手続など死後の事務を行ってくれる人いません。そこで、任意後見契約と一緒に、任意後見人を任せたい人との間で死後事務委任契約を結んでおいて、代理人として手続をしてもらうことができます。

「任意後見利用ニーズ調査」 －アンケートご協力をお願い－

拝啓 仲秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

現在、私は、認知症高齢者など精神上的の障害により、判断能力が低下した方の生活支援・権利擁護の仕組みである成年後見制度・任意後見制度の調査研究活動を行っています。利用が低迷する任意後見制度が、利用者にとって「使われる制度」「使いたくなる制度」になるためには、これから利用しようとする人の声を聞き、法改正や運用改善につなげていく必要があります。本アンケートは、任意後見の利用を検討される方々のご希望や考えを伺うものです。

アンケートの目的

このアンケートは、任意後見制度に対する利用ニーズを探ることを目的とした調査です。任意後見は、公的な性格を帯びた制度であり、使い勝手の悪さを指摘する声が絶えず聞かれ、普及には利用を検討される方々のニーズを汲み取っていくことが不可欠です。本調査結果は、研究論文や博士論文の執筆など学術研究目的にて使用するものです。

アンケート結果の取り扱い

アンケートのご回答にあたっては、氏名や住所は記入せず、年齢・性別のみご記入ください。お答えいただいた内容は、個々の統計処理を行い、個別のご回答を公表することは致しません。また、上記研究論文や博士論文の公表を含む学術研究目的以外で使用することはございませんのでご安心ください。ご多用の中、貴重なお時間を賜り大変恐縮ではございますが、調査の趣旨をお汲み取りいただき、ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

調査主体

武蔵野大学大学院法学研究科博士後期課程 1 年

尾川宏豪

Tel : <略> E-mail : <略>

(責任教員) 武蔵野大学大学院法学研究科教授

池田眞朗

Tel : <略> E-mail : <略>

ご回答にあたっての留意点

アンケート項目数は、正味 18 問です。あまり考えこまずに、直感で感じたままでお答えください。アンケートの回答時間は 40 分程度を想定しています。

将来、ご自身の身体機能や認知機能の低下により、日常生活に困りごとが出てきた場合、誰に、何を頼むか・任せるかをご想像いただきながら、ご回答いただきます。現状の制度の説明などは、別紙資料をご参照ください。

ご回答方法

アンケートのご回答方法は、以下の通りです。

添付の WORD ファイルにご入力、または PDF の用紙にご記入の上、下記メールまたは Fax にてご返送ください。ご不明の点がございましたら、問い合わせ先の携帯の電話までご連絡ください。

E-mail：＜略＞

Fax：＜略＞

アンケートご回答期日

ご多用中のところ大変恐縮ですが、下記の日までにご回答をお願い申し上げます。

2023 年〇月〇日（〇）まで

アンケート内容についてのお問い合わせ先

尾川 宏豪（おがわ ひろひで）

Tel・Fax：＜略＞

E-mail：＜略＞